

終的に話し合いをさせていただきますけれども、被災地で漏れた、これまでに採用されなかつたそうちしたグループ化の中には、この補助金制度に適していない部分のものもあつたと聞いております。ただ、ニーズが高いことも事実でございまして、被災三県から最も最優先の要望事項として上がつてきておりますので、今後この復興の予算についてこうしたグループ化の必要性が更に高まつてくれば、私どもとしてはやはりこの予算というものの措置も考えていかなければならぬのではないかと思ひます。

うところが実は大変規模ですね、石巻や気仙沼は

。大きいところがあるん

齢者医療、介護保険の一部負担金免除ですか保険料の減免については、東電の福島原発事故に伴

○西崎トミ子君 は、是非、自己

うところが実は大変規模の大きいところがあるんですね、石巻や気仙沼は。

仙台市は財政力がありますから、そこに対する支援をしますと。ところが、昨日、気仙沼に伺いましたら、やはりとてもそんなことができません」ということで、地域間格差が生まれると決して頂いて私は好ましいことではありませんので、財政的にどうするか非常に難しい問題でありますけれども、ここはやっぱり県に入つていただきたい、でも、仙台でも石巻でも東松島でも、やはり被災に遭つても、もう一回その場に生き残るようになつた方々こそ

ん
齢者医療、介護保険の一部負担金免除ですとか保険料の減免については、東電の福島原発事故に伴

「 」 といふうに思つてゐます。
○岡崎トミ子君 是非、自治体の判断でもつて、今まで十割だったものが八割国費でできて、あと二割は自治体の判断でやれるんですよ。実は、その被災地の中でも、十分に余裕があるといふところではそれができるでしようけれども、変厳しいところではそれができないということでお格差が生まれてしまう、そうなつては大変に皆さんが心配されるということの状況を引き出してしまいますので、是非そうならないようにしていただきたいなということ、是非状況を把握していくべきといふ、そつてはドロップを鱼ひてお

しておらず、それが商工会、それなりに自治体、漁協、農協、それぞれにグループ化を今まで採択されなかつたところをやつていて、ただいていいるようでござりますから、その適格性、規模等をよく見させていただいて、被災地の二一ヶ年にこたえられるような努力というものはしていただきたいと思っております。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。
被災地における医療と介護の窓口負担、これ免除について全額国費で見ていただきたいわけですがねえ、しかも今までのところは、一人一人しての対応というものは、県間調整をよくしていただいて、平等性を本当は確保していくだければ有り難いということは申し上げてまいりました。

三九を起きたが、財政負担が大きい場合は、額の十分の八以内の額を財政支援する仕組みにしたということでございまして、このことについては、今おっしゃついていた。だいたい七月二十四日に保険者に対し周知をいたしましたので、きちんと丁寧に御説明をしていきたいというふうに思っています。

たまがたい そして 是非ハーフ 一歩、一歩を 引き やつて いただきたいということを強くお願ひ申し上げておきます。

実は仙台が特にそうなんですねけれども、崖地の遡及の問題というのは大変、法律上も少し難しい問題がございます。そういうことで、国交省もこのことに關してはなかなか、事前に努力していただいて、本当にそういう意味では、自力でやつた方々に対して遡つてということは法律上は難しいということをございます。

しかし、いろんな意味で、住宅を立地したことを見、例えばどこかにきちっと建てましたよと確認できれば、様々な支援のやり方に於いては彈力的な運用をしますということになっていますので、この遡及が難しいとしても、何らかの方法でそれじや支援あるのかということは、今回伺つてもやっぱり自治体がいろいろ考えておられるようんですね。

それから、危険区域だと思つていたら再計画で実は地元の自分のところに住めるようになつたこと。ところが、移転のところは用地買収含めてお金は出るけれども、自分のところは全壟はしたけれどももう一回住んでもいいよと言われると、その人たちは全く支援のお金が出ないと。こうい

れども、九月の末に切れるということで、十月以後どうなるか注目をされていましたが、先週の火曜日には既存の制度を使って八割国が見ることになったわけですね。

今後どうなるかという心配をしていましたところ、八割国費で対応できるというふうに決まったのでほつとしましたが、一方で、今まで十割だった人が八割になってしまったという心配の声も聞いておりまして、介護の仕事に従事をされている事業者の方が先週国会の方においでくださいまして、もう年金暮らし、六十七歳から百歳までの方のいろんな声を私のところに持ってきてくださいました。仮設暮らしが続いているのに政府はもう支援の必要がなくなってしまったと思っているのかといふ、そういう声ですとか、大変心配の声がございました。

そこで、十月以降のこの対応方針について、また、特に国の全額補助をやめるということについての理由を明らかにしておいていただきたいと思います。

○岡崎トミ子君 使用者の方か不安がてて事業者の方も心配をしている。一方で、自治体の方も戸惑っているという状況がありますので、まずは窓口負担のところで、利用者、事業者の方について、きちんとどうなつていくのか、どうなるのかについてきちんと説明をしていただき。自治体の方も、どんなふうにしていったらいいのかということについての説明、全部そついたことについてのフォローというのが大変大切になつてくるというふうに思つておりますので、是非、何が変わるのか、自治体の方にしてさしあげることは何かについて是非お答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今申し上げたように、二十四日に各自治体に対しまして、十月一日以降、東日本大震災によって被災した被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料の減免に対する財政支援についてということで、かなり丁寧に書きました通知を出しています。その後も、引き続きこちらからも周知に努めますし、保険者からの相談などにはできるだけ丁寧に対応していきたい

に丸めて、その支援を展開しているところなんですね。けれども、まだまだこれは有効活用が必要で、ずっと続けていきたいというふうに、民主党としても力を入れていきたいというふうに考えているところなんです。

一方で、この地域支え合い体制づくり事業と社会的包摶「糸」再生事業は今年度までになつておわり、緊急雇用創出事業は二十五年度までお金がそれられるというふうになつてているわけなんですが、こうした事業を来年以降も続けてほしいという強い希望がございました。それから仮設住宅から復興公営住宅に移つてからでも必要な支援については続けてやっていただきたいというのが自治体からも支援団体からも来ております。是非このことについて、切れるけれどもどんなふうになつていくのか。

殊に緊急雇用創出事業については、せつかく雇用をして、大事な仕事をしていただき、これからその人材を養成もしていきたいというところになつておりますので、ここで切られてしまつては大変だということで、四月一日から始まりました。

が、DV対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究というのを今年の三月に発表しておりまして、その中でいろいろな提案がこれにぎつしり詰まつております。そして、その最後の総括のところに、人材と財源確保が必要であると、これがなければなかなかできないんだと、自立支援まできちんとやつていかなければいけないということがございましたので、是非、男女共同参画担当大臣にこの辺についてお伺いできたらと思いますが。

○国務大臣(中川正春君) ちょうど、配偶者間の暴力については、岡崎議員が大臣に就任されたときにパーソル・ラインを進められて、それが今よりそいホットラインという形で発展をしてきているということだと思います。

御指摘のとおり、この配偶者暴力相談支援センターが着実に増えしていくということ、これが何よりも大事なことだと思いますし、DVだけじゃなくて、その他自殺であるとか、あるいはまた、先ほどお話をあつた就職活動の中での結果的にどうにもならないという人たちに寄り添っていく、そういうセンターであるとかいうようなことを含めて、総合的に予算を伸ばしていくということについてしつかり対応していかたいというふうに思つております。

○岡崎トミ子君 これまでの取組の中で、早期発見して早期対応する、ここまではできているんですけども、緊急的に一時保護して、そして心のケアを十分行つて、そしてその後、働くことができて自分は自立をしていけるんだというふうに希望が見えてきたときに初めて、私は、夫からこれはもう本当に逃げていかなければいけない、その決断をできることができるんだろうというふうに思つておりますので、これは超党派も含めて連携をしてこの問題について対応していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○相原久美子君 民主党的な相原久美子でございました。

す。本日はよろしくお願ひいたします。
まず、岡田副総理にお伺いをしたいと思いま

す。
私は、五年前に参議院選で、まさに与野党逆転

というときに当選をいたしました。そのときに指揮をさせていただいたのは、参議院でこの与野党逆転というのが起きたのは、小泉改革が、構造改革には痛みが付き物だとおっしゃったわけですね。それでも、実は痛みだけならまだ我慢ができるんでも、様々な格差が起きたわけです。非正規が拡大した、地方間格差で地方は切り捨てられたという状況に陥つた。そのような状況の中で、国民党は、もう政治変えてよと、そんな思いになつて、結果としてあの与野党逆転が起きたんだと思

うんですね。
それで、私は、政権交代後、政府・民主党がやっぱりこの格差問題、貧困問題にしつかりとこたえていきたいという思いで社会保障の改革を行つてきた、検討してきた、それは私は評価すべきだと思つております。

ただ、なかなか国民の皆さんにこれが周知されていかない。そこは何なのかといいますと、やはり國のあるべき姿、国家はこのようになつていくんだよと、そして、その下に社会保障の改革ですか経済ですか様々な問題をきつと説明して

いく、それが必要なんだと思うんですけども、なかなかそこが明確じゃない。

この社会保障制度改革、そして税制の改革、これららの下にでき上がる国家ビジョンというのはどうなさます。

○国務大臣(岡田克也君) なかなか難しい御質問をいただいたと思います。

一方で、負担の方も、消費税というのは、これは保険料あるいは所得税はどうしても現役世代に負担が偏りがちで、高齢者も余裕のある方も多いです。つまり、もちろん非常に厳しい、そういった生活に直面しておられる方もいらっしゃる意味では、小泉改革というよりも、それも当然あるんですが、もう少し大きな世界の流れあるいは日本の中の構造の変化ということが今の状況をつくり出していると、そういうふうに基本的に認識をしております。

世界的に言えば、やっぱり経済のグローバル化、これは日本だけではなくて各国で所得の格差を生み出しているというふうに思いますし、日本の中では、人口構成の大きな変化や雇用基盤の変化、これは経済のグローバル化とも関係していることではあります。それから、家族形態、地域基盤の変化、あるいは貧困・格差問題、こういったことが現実に起きていると。そういうふうに見て、若い世代も含めて安心で希望と誇りが持てる社会を実現していくことが非常に重要なことであるというふうに思います。

具体的に、今回の社会保障改革の中で、そういう基本的な考え方方に立つて、一つは、その制度が出生産、子育てを含めた生き方、働き方に中立的なものであること、そしてそういう中で選択できる社会、いま一つが、雇用などを通じて参加が保障され、誰もが居場所のある共生の社会、分厚い中間層が、これは総理がよく言われることですが、分厚い中間層が支える大きな格差のない社会、子供が家庭や社会とかわり良質な環境の中でしっかりと育つ社会、地域で尊厳を持つて生きられるような医療・介護の体制が実現した社会、そういうことを目指していく必要があるというふうに考えているところであります。今回の一体改革で、子ども・子育て支援あるいは若者の就労支援というふうに力を置いておりますのも、現役世代の社会保障を手厚くして全世代型の社会保障制度へと転換する、そこに一つの目的があるわけだと思います。

○国務大臣(岡田克也君) なかなか難しい御質問をいただいたと思います。
まず、委員、今おつしやつた中で、小泉改革をどう評価するかと。私も、例えば社会保障費の一
感があるということは事実だと思います。ただ、

わけですが、そういう余裕のある高齢者も含めて消費税の御負担をお願いするということで、世代間の公平ということも同時に目指すわけであります。

こうした取組を通じて、高齢化が一層進んだ社会においても、できる限り世代間の公平を図り、現役世代の方々にもメリットを感じていただける納得感のある社会保障制度を目指していく、これがが今回の社会保障制度の目指すべき方向性でございます。

○相原久美子君 るる御説明いただきましたけれども、私はやはり、今食べられるということの保障が必要なんだと思うんです。それは、格差を縮小していくことだけではなくて、食べられないということにしつかりと目を向けていく、私はそれをまず基本として据えていただきたいと思います。
さて、今回の税制改正でございますけれども、この社会保障制度改革推進法におきましては、この一部改正附則第百四条の趣旨を踏まえてとございます。時間がなくなりましたので、もう端的にお伺いいたします。この制度改革法案の中に直接的な格差是正の記載はありません。しかしながら、附則の百四条の趣旨を踏まえるとしていることから、格差の是正に積極的に取り組むということの確認をしてよろしいでしょうか。民主党の発議者にお伺いをいたします。

○衆議院議員(古本伸一郎君) お答えいたしました。
附則百四条に記載がございます、今先生から御指摘いただいた、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げると、こういうことになつております。
今御指摘いたしました今回の改正法案の中には、附則の二十条、二十二条という形で、所得税につきましては二十条、資産課税につきましては二十二条で、法制上の措置を講ずるというふうに

それぞれきちんと結論付けております。その方向感も、所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加えてやつていくということを書いています。

資産課税も同様に格差の固定化の防止と書き込んでおりますので、今回結論が出なかつたということについては、そういう意味では若干の誤解を招いているようありますけれども、もう数か月後に迫っている来年度の税制改正、つまり平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずると、こうしておられますので、数か月中にはただいま申し上げた方向感でやつしていくことが今回の法律の中に書き込んでおりますことに加え、大事なのは、実は民主党政権になつてから、もう既に税制改正三回を重ねておりますが、例えば給与所得控除の上限を設けるなどによりまして、既にいわゆる高所得層の方には御負担をお願いをしたり、それから、これは自民党、公明党の皆様と考え方が若干、それぞれ各党異なる部分がありますが、いわゆる年少扶養控除の廃止によって、国税で五千億、地方税で四千億の增收を既に始めておりまして、いわゆる高所得層の人には負担増も既にお願いをしておる中で、復興税もある中で、今回の改正に並行して行つているということで、是非御理解をいただきたいと思います。

○相原久美子君 是非しっかりとお願ひしたいの

は、どうしても消費税増税が先行だという指摘があ

るからなわけです。これをしっかりと受け止め

ていただいて、結論を皆さんで導き出していただ

ければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、厚生労働省の方にお伺いしたいと思

います。

○相原久美子君 三月の二十七日、厚生労働省において望ましい

働き方ビジョンが取りまとめられました。この策

定は、昨年の十二月に閣議決定された日本再生の

基本戦略を基に策定されたとされています。基本

戦略においては、先ほど副総理がおつしやいまし

たように、分厚い中間層の復活をテーマとして、雇用を軸とした社会生活基盤の構築を目標にしております。

そうなると、やはり働く場の確保と、先ほど申し上げましたように、今的生活、これがしつかりと担保されなければ、国民の皆さんは、将来安心だ安心だと言われても、今が生活できるかどうかなどだと思いますので、是非、社会保障改革の中には雇用問題にしっかりと取り組んでいくんだ

という決意をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小宮山洋子君) 今回の社会保障改革

の中では、なかなかスポットが当たつていかない

んですけど、全員参加型社会ということで、

それそれがやはり能力を發揮して働いて、それぞ

れが自立をして生活することによって社会保障制

度を成り立たせていくこと、特に若

者、女性、それから職業訓練、これを柱にした政

策を盛り込んでいますので、御指摘いただいた働

き方ビジョンを基にしまして、しっかりと取り組ん

でいきたいと思っております。

改訂の労働者派遣法をしっかりと施行していくと

いうこと、また、有期労働契約については、今衆

議院で法案が上がりまして、参議院で審議をお願

いしていますし、パートタイムについても、これ

はあるべく、均衡だけではなくて均等待遇を目指

して、今法案を準備をしようというふうに思つて

います。

そういう中で、おっしゃるように、非正規雇用

が今四割にも増えてしまつていて、それぞれ

がしつかりと働きに見合つて待遇をされていくと

いうことは非常に重要なことですので、可

能な限り速やかに、取組を見える形でしていきた

いというふうに思つています。

○相原久美子君 そこで問題なのは、ここで、ま

あ省庁と言われますけれども、というより、やつ

ぱり財源の問題だらうと思うんですね。

貧困格差対策、雇用対策は消費税財源にはよら

ないものとされているわけですから、一体改

るかと思うんですね。

それで、私は、いつでしたかね、経済学の教授の論文にちょっと興味を引かれました。それは、一九九八年から二〇〇三年にかけて米国政府がヒトゲノム解読のために三十八億ドルを投資したと、その波及効果というのが二百倍以上、七千九百六十億ドルに達し、三十一万人の雇用創出をみならず、ゲノム解読のコスト下落に公的部門が果たした役割、ここをすごく指摘していたんです。

その意味では、先日来指摘されていますよう

な

革、これを進めるためには、何としても今おつ

しやつたような雇用、貧困、この対策がなけれ

ば、ある意味税収も上がらないわけですし、それ

から将来的に言うと、またいわゆる対策が必要な

方たちになつていってしまうという状況があるわ

けですから、ここは財源確保が一番大事だと思いま

す。

○國務大臣(安住淳君) 御指摘のように、国分の

消費税収の充当対象に貧困・格差対策、それから

今先生御指摘にあつた、特に地方ですね、この雇

用対策、こういうものは含まれていないのであ

ります。しかし、これらの政策というのは、言わ

なすけれども、全員参加型社会とすることで、

それそれがやはり能力を發揮して働いて、それぞ

れが自立をして生活することによって社会保障制

度を成り立たせていくことで、特に若

者、女性、それから職業訓練、これを柱にした政

策を盛り込んでいますので、御指摘いただいた働

き方ビジョンを基にしまして、しっかりと取り組ん

でいきたいと思つています。

改訂の労働者派遣法をしつかり施行していくと

いうこと、また、有期労働契約については、今衆

議院で法案が上がりまして、参議院で審議をお願

いしていますし、パートタイムについても、これ

はあるべく、均衡だけではなくて均等待遇を目指

して、今法案を準備をしようというふうに思つて

います。

そういう中で、おっしゃるように、非正規雇用

が今四割にも増えてしまつていて、それぞれ

がしつかりと働きに見合つて待遇をされていくと

いうことは非常に重要なことですので、可

能な限り速やかに、取組を見える形でしていきた

いというふうに思つています。

○相原久美子君 そこで問題なのは、ここで、ま

あ省庁と言われますけれども、というより、やつ

ぱり財源の問題だらうと思うんですね。

貧困格差対策、雇用対策は消費税財源にはよら

ないものとされているわけですから、一体改

革、これを進めるためには、何としても今おつ

しやつたような雇用、貧困、この対策がなけれ

ば、ある意味税収も上がらないわけですし、それ

から将来的に言うと、またいわゆる対策が必要な

方たちになつていしまうという状況があるわ

けですから、ここは財源確保が一番大事だと思いま

す。

○國務大臣(安住淳君) 御指摘のように、国分の

消費税収の充当対象に貧困・格差対策、それから

今先生御指摘にあつた、特に地方ですね、この雇

用対策、こういうものは含まれていないのであ

ります。しかし、これらの政策というのは、言わ

なすけれども、全員参加型社会とすることで、

それそれがやはり能力を發揮して働いて、それぞ

れが自立をして生活することによって社会保障制

度を成り立たせていくことで、特に若

者、女性、それから職業訓練、これを柱にした政

策を盛り込んでいますので、御指摘いただいた働

き方ビジョンを基にしまして、しっかりと取り組ん

でいきたいと思つています。

改訂の労働者派遣法をしつかり施行していくと

いうこと、また、有期労働契約については、今衆

議院で法案が上がりまして、参議院で審議をお願

いしていますし、パートタイムについても、これ

はあるべく、均衡だけではなくて均等待遇を目指

して、今法案を準備をしようというふうに思つて

います。

そういう中で、おっしゃるように、非正規雇用

が今四割にも増えてしまつていて、それぞれ

がしつかりと働きに見合つて待遇をされていくと

いうことは非常に重要なことですので、可

能な限り速やかに、取組を見える形でしていきた

いというふうに思つています。

○相原久美子君 そこで問題なのは、ここで、ま

あ省庁と言われますけれども、というより、やつ

ぱり財源の問題だらうと思うんですね。

貧困格差対策、雇用対策は消費税財源にはよら

ないものとされているわけですから、一体改

革、これを進めるためには、何としても今おつ

しやつたような雇用、貧困、この対策がなけれ

ば、ある意味税収も上がらないわけですし、それ

から将来的に言うと、またいわゆる対策が必要な

方たちになつていしまうという状況があるわ

けですから、ここは財源確保が一番大事だと思いま

す。

○國務大臣(安住淳君) 御指摘のように、国分の

消費税収の充当対象に貧困・格差対策、それから

今先生御指摘にあつた、特に地方ですね、この雇

用対策、こういうものは含まれていないのであ

ります。しかし、これらの政策というのは、言わ

なすけれども、全員参加型社会とすることで、

それそれがやはり能力を發揮して働いて、それぞ

れが自立をして生活することによって社会保障制

度を成り立たせていくことで、特に若

者、女性、それから職業訓練、これを柱にした政

策を盛り込んでいますので、御指摘いただいた働

き方ビジョンを基にしまして、しっかりと取り組ん

でいきたいと思つています。

改訂の労働者派遣法をしつかり施行していくと

いうこと、また、有期労働契約については、今衆

議院で法案が上がりまして、参議院で審議をお願

いしていますし、パートタイムについても、これ

はあるべく、均衡だけではなくて均等待遇を目指

して、今法案を準備をしようというふうに思つて

います。

そういう中で、おっしゃるように、非正規雇用

が今四割にも増えてしまつていて、それぞれ

がしつかりと働きに見合つて待遇をされていくと

いうことは非常に重要なことですので、可

能な限り速やかに、取組を見える形でしていきた

いというふうに思つています。

○相原久美子君 そこで問題なのは、ここで、ま

あ省庁と言われますけれども、というより、やつ

ぱり財源の問題だらうと思うんですね。

貧困格差対策、雇用対策は消費税財源にはよら

ないものとされているわけですから、一体改

革、これを進めるためには、何としても今おつ

しやつたような雇用、貧困、この対策がなけれ

ば、ある意味税収も上がらないわけですし、それ

から将来的に言うと、またいわゆる対策が必要な

方たちになつていしまうという状況があるわ

けですから、ここは財源確保が一番大事だと思いま

す。

○國務大臣(安住淳君) 御指摘のように、国分の

消費税収の充当対象に貧困・格差対策、それから

今先生御指摘にあつた、特に地方ですね、この雇

用対策、こういうものは含まれていないのであ

ります。しかし、これらの政策というのは、言わ

なすけれども、全員参加型社会とすることで、

それそれがやはり能力を發揮して働いて、それぞ

れが自立をして生活することによって社会保障制

度を成り立たせていくことで、特に若

者、女性、それから職業訓練、これを柱にした政

策を盛り込んでいますので、御指摘いただいた働

き方ビジョンを基にしまして、しっかりと取り組ん

でいきたいと思つています。

改訂の労働者派遣法をしつかり施行していくと

いうこと、また、有期労働契約については、今衆

議院で法案が上がりまして、参議院で審議をお願

いしていますし、パートタイムについても、これ

はあるべく、均衡だけではなくて均等待遇を目指

して、今法案を準備をしようというふうに思つて

います。

そういう中で、おっしゃるように、非正規雇用

が今四割にも増えてしまつていて、それぞれ

がしつかりと働きに見合つて待遇をされていくと

いうことは非常に重要なことですので、可

能な限り速やかに、取組を見える形でしていきた

いというふうに思つています。

○相原久美子君 そこで問題なのは、ここで、ま

あ省庁と言われますけれども、というより、やつ

ぱり財源の問題だらうと思うんですね。

貧困格差対策、雇用対策は消費税財源にはよら

ないものとされているわけですから、一体改

革、これを進めるためには、何としても今おつ

しやつたような雇用、貧困、この対策がなけれ

ば、ある意味税収も上がらないわけですし、それ

から将来的に言うと、またいわゆる対策が必要な

方たちになつていしまうという状況があるわ

けですから、ここは財源確保が一番大事だと思いま

す。

○國務大臣(安住淳君) 御指摘のように、国分の

消費税収の充当対象に貧困・格差対策、それから

今先生御指摘にあつた、特に地方ですね、この雇

用対策、こういうものは含まれていないのであ

ります。しかし、これらの政策というのは、言わ

なすけれども、全員参加型社会とすることで、

それそれがやはり能力を發揮して働いて、それぞ

れが自立をして生活することによって社会保障制

今、日本再生戦略、最終的な取りまとめのところでございますけれども、その中でグリーン成長戦略は最重要の課題というふうに位置付けさせていただいております。このグリーン成長戦略においてましては、徹底的な省エネに加えまして、洋上風力発電を始め思い切った再生可能エネルギーの普及拡大、それに向けて規制改革など、あらゆる施策を総動員して取り組んでまいりたいと思っております。

同時に、医療の分野も非常に大きな可能性のある分野だと思っておりますので、これはグリーンと並んで、医療イノベーション、ライフイノベーションを大きな成長戦略のエンジンの一つというふうに位置付けておりまして、先日まとめました医療イノベーション五か年戦略などでは、創薬支援ネットワークの早期実現と強化、また臨床試験体制の強化、さらには医療機器等再生医療に係る規制の見直し、また研究開発の一元的な支援、こうしたことを重要課題として産官学挙げて取り組んでいく体制をつくって、それを実行に移していくべきだというふうに考えております。

○相原久美子君 是非積極的にお願いをしたいのですが、二兎を追う者はということともございますので、重点的なところをしっかりと研究をして、これはどういうところに積極的な投資をお願いしたいと思います。

それでは、子ども・子育てについてお伺いしたいと思います。

老朽化した保育所の改築、耐震化は早急に対処すべき課題であると思います。入所児童の四割は公立保育所に入所しておりますけれども、建て替えですとか耐震化が遅れております。もちろん、公立保育所の財源は一般財源化されたということも承知しておりますけれども、しかしながら、子供の安全というのは第一義的に考えなければなりません。その観点から、地方自治体が積極的に改築できるよう、例えば起債ができやすくするとか、学校と同じく耐震化については補助金等を考えると、何か策はございませんでしょうか。

○國務大臣(小宮山洋子君) おっしゃるようになります。公立保育所の財源というのは一般財源化されていて、私立保育所に比べて耐震化が少し遅れているということは認識をしています。

これは、公立、私立にかかわらず、子供の安心、安全にかかることですので、厚労省としても、地方自治体が集まる会議の場などで、国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業というのがございまして、これは三分の一国庫が補助をすることになっていますので、これを活用して、耐震化診断を行いながら、保育所の耐震化を更に進めるようにということを要請などしているところでございます。

○相原久美子君 ありがとうございます。

是非、積極的にそれを自治体の皆さんに周知していただき活用していただくようにお願いいたします。

放課後児童クラブについてでございますけれども、これは子供たちが——ごめんなさい、総務大臣にもちよつと今の点。申し訳ありません。

○國務大臣(川端達夫君) 失礼しました。

公立の保育所の耐震化を含む施設整備費については、先ほどお触れいたきましたように、いわゆる三位一体改革によつて、財源が税源移譲に基づいて、地方公共団体が自らその責任に基づき設置していることに鑑み、一般財源化をされました。その事業費につきましては、一般財源化に係る地方債あるいは社会福祉施設整備事業債の対象としているところでありまして、具体的には、事業費のうち五〇%を一般財源化に係る地方債の対象として、その元利償還金の七〇%を地方交付税で措置する。残り五〇%のうちの八〇%を社会福祉施設整備事業債の対象としておりまして、最近の公立保育所の耐震化率につきましては、平成二十年度で五六%であったところを平成二十二年度では六六%と改善しております。公立保育所が平成二十年度六二%が二十二年度で六九%でありますし、少し追い付いてきたという状況であります。

さらに、東日本大震災以降、地域防災計画上の避難所に指定された公立保育所に係る事業費については、その全額を緊急防災・減災事業債の対象として元利償還金に対して七〇%を地方交付税で措置しているところであります。この耐震化は子供の安全確保のために重要であると認識しているところであります。今後とも、地方の意見を十分にお聞きしながら、公立保育所の耐震化や改築が進むように対応してまいりたいと思っております。

○相原久美子君 ありがとうございます。失礼をいたしました。

放課後児童クラブでございますけれども、児童福祉法の改正で、質を確保する観点から、職員の資格ですとか員数、それから施設、開設日数、時間等々について国が一律の基準を示すという形になつたようでございますので、私はこれは評価していくきたいと思っておりますが、今後の検討方向について明らかにしていただければと思います。

○國務大臣（小宮山洋子君） 今委員御指摘のように、放課後児童クラブ、これは一定の質を確保することが必要ですので、職員の資格、人数、開所日数、時間などについて、国で省令で基準を定めまして、これによって市町村が条例で基準を定めること、これは児童福祉法に規定をしています。こうした基準を設定するに当たりましては、これまでも、地域の実情、やり方いろいろありますので、それに応じた多様な形態で運営されてきたことに留意をして、それが困難にならないようにということも十分配慮しながら進める必要があると思っています。

○相原久美子君 ありがとうございます。

法案成立後は、地方自治体や現場の御意見も十分に聞きながら、地方自治体の施行準備期間を確保した日程で具体的な検討を進めていきたいと考えています。

実施に当たりましては、是非、地方自治体、それから利用者の声というものを尊重していただければと思います。

幾つかまだ質問を準備していたのですけれども、時間がなくなつてしまいまして、また後日に回したいと思いますけれども、私は、今回の社会保障制度改革というのは、本当に国民にいかに安心した形でこの国で生活をしていただくか、そして税を納めるということに対して自分たち自身が納得できるという、そういう像を示すべきだと思っているというのが残念だなと思っています。

そして、子ども・子育てのみならず、やはり本当にトータルで社会保障というのがこの国の基盤として、将来こんな国になるんだよ、だから安心なんだよと思っていただけるような、そういう政府にも、そして我々もしっかりと議論を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○古川俊治君 続きまして、自由民主党 古川俊治の方から質問させていただきます。

今回、政府が社会保障と税の一體改革ということで法案を出されましたけれども、この中で医療・介護が全く含まれていなかつたというわけでありまして、さんざんこの委員会でもありますたけれども、一体改革の名に値しないということをずっと言ってきたわけですね。皆さんの政権のときに余り変なふうに決められるというのより、医者として申し上げれば、これから話合いに委ねていただいてかえってよかつたんじゃないかと、私はそういう気がしているところもあるんですね。

しかしながら、実は、今回のこの法案の中で二点だけ大変医療のこれから実質的な内容にかかわつてくるところがあるんですね。これが先に決まつてしまつたのは、全体が話し合われる前に二つのところだけが決まつてしまつたようであるのは大変これは残念である、看過できないと思つております。これが医療機関のいわゆる消費税の損

税の問題でございます。

これから、この点についてまず御質問申し上げますけれども、まず、財務大臣、原案の七条の一號のへですね、これ消費税法案でありますけれども、修正案の第七条第一号のト、ここに、「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし」と書いてあるんですね。これは、何で医療機関等の仕入れに係る消費税というのを医療保険制度で対応するんですか。

○国務大臣(安住淳君) わはようございます。

古川さんからこの問題については、財務金融委員会でいち早く今年から取り上げてずっといただけをしまして、私よりもずっと専門家でございますから、私として財務省の考えはお伝えしてまいりましたけれども、消費税が導入されたときに遡って平成元年のときから、言わば3%の段階においては診療報酬でその部分をパワーをしましようということでスタートをして今日に至っております。そういう点では、制度としては、欧州諸国等もこの問題に関しては非課税ということを基本においてやっているというふうに財務省としてはいつも申し上げております。

ただ、先生からうるる私も教えていただきまして、その後、お医者様の出身の先生からもここで何度も質問をいただきましたが、診療報酬でこれを見るといつても、現実に本当のところは力ばかりを切れていない部分があつたり、また、具体的にことごとことごとくいう色が付いているわけではないので、上がった分のことがなかなかカバーできていないのではないかという御指摘を随分いただきました。

私どもとしては、今回、実は三党合意の中でもこの部分については、今先生から御紹介があつた七条のへの部分をベースに、特にこれから病院の高額な投資に係る消費税の負担について、医療保険制度においてほかの診療行為と区分して適切な手当てを行う具体的な方法について検討し結論を得るという合意に至つております。まあ先生の考

え方とちょっと違うとは思いますが、できるだけ

この制度を前提として、負担の掛かる部分について診療報酬で手当をしつかりしていきたいと思つております。

なお今、目下、このことに関しては、厚労省の専門部会で議論が始まりました。それで、先週の金曜日にも活発な議論をしていただいて二回目になつておりますので、今後その議論等を見ながら我々としても具体的な対応を、じゃ、どうすればいいのかということを厚労省と相談していきたいと思っております。

○古川俊治君 今長々と御説明あつたんですけども、一応この診療報酬で手当をするということにも限界があるということは御理解いただいてい

ていますが、元年と平成九年のときの改定率におけるこの医療費の消費税の対応の仕方ですけれども、残念ながら全く違った方法になつていてるんですね。これ何でこういう方法になつたのか、そして、今回の診療報酬の基本的な対応においてどういった計算方法を用いるのか、この点について厚労大臣からお聞きしたいと思います。

今回も中医協で分科会をつくりまして、そこで現場からの御意見も伺つてますので、何とかより良い方法がないか、知恵を出していきたいといふふうに思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 平成元年度、それで平成九年度改定率の計算については、今委員御指摘のように違います。平成元年度の改定率の計算の際には、医療機関の費用全体から価格低下品目や主要でない品目を控除をして、また在庫一ヶ月分調整率を考慮しているんですが、平成九年度の改定ではこれを行つていません。それで、それぞれのところで医療機関の費用全体から人件費等の非課税の費用、消費税の影響を別途手当する薬剤費、医療材料費などを控除をして、消費税非課税の影響を考慮する必要がある費用の割合を算出をいたしまして、消費税引上げに伴う物価への影響を加味して改定率をそれぞれ算出を

しています。

今回の引上げに当たりましては、検証の場でこの平成元年、平成九年の計算方法も検証した上で、これを参考にして対応をしていくということだと考えております。

○古川俊治君 だから、この計算方法自体が全く同じ計算方法を使わなきゃこれ理論的に全く合わないんですよ。それを、大臣も何回も答弁されていましたけれども、結局それでは合わないで、また診療報酬ごとに次々にこれ改定でまた加味しているということなんですね。

ですから、どのくらいが一体医療機関の負担になつているということは最後まで分からぬシステムなんですよ、このまま続けてもね。何でそう

いういかげんなシステムなのにまた同じことをやろうと言うんですか、ここで。そのことはどうなんですか。これでうまくいくと本当に考えてるんですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) なかなか難しい点があることは、委員御指摘のように承知をしております。

今回も中医協で分科会をつくりまして、そこで現場からの御意見も伺つてますので、何とかより良い方法がないか、知恵を出していきたいといふふうに思います。

○古川俊治君 ですから、少なくとも一定の率でやつてあるわけですからね、それはたくさん投資をするところは明らかに損になるわけですよ。

厚労省の説明によれば、余り投資をしないような医療機関はこれ得したことになるんですね。これは絶対に公平とは言えないんですよ、このシステム自体が。

今回、それで、投資をしているところ、そこについてはまた別途医療保険の中で対応するということが書いてあるんですね。この高額な投資ですか、この高額というのは幾らになるんですか。

うことを今決めているわけではありませんの

で、これもやはりその分科会の中でやはり現場からの御意見を伺いながらどこの水準にするかを決めていくということだと思います。

○古川俊治君 消費税というのは高額でも低額でも掛かるでしょう。何で高額だけなんだ聞いてるんですよ。ちゃんと論理的に答えてください。

○国務大臣(小宮山洋子君) 論理的にと言われましても、これはやはり財源の方の問題がありますので、全てに手当をできればもちろんそれにこしたことはございませんけれども、そろはいかない中で、特に負担が大きいと言われる投資を高額にして良い医療をしようとしているところにしっかり配慮をしようとすることです。

○古川俊治君 だから、例えば一千万からやっぱ、九百万の投資は何で面倒見てくれないけど一千万だけ見るんだという話になります。

○国務大臣(小宮山洋子君) だから、公正、簡素ですよね。全く違うに、これは中立、公正、簡素ですよね。全く違うじゃないですか、医療だけは、全くブラックボックスの中でいじくつてはいるだけですね。また高額のところ、そこも分からぬルールでやると今おっしゃつてはいるんですよ。そんなことでこれどうやつて、計算方法でまたもめますよ、ここで。問題解決になつていらないぢやないですか、最初から。何でこういう方法を取るんですか、答えてください。

○国務大臣(小宮山洋子君) もつと良い知恵が出てないといふのは現状としては申し訳ないと思いますが、やはり財源が限られている中でどのようにしたら本当に医療をより良くしようとしているところにより配慮ができるかということを考えながら、これは知恵をそれぞれの立場の方から出していくだくしかないというのが今現状でございります。

○古川俊治君 この高額の後に、また、一定の基準に該当するものというんですね。だから、その場においてころころころこころまた変わつていくと

いうのが目に見えているんですよ、大臣。

それで、これから、今話合いが進んでいるようなんですけれども、この規定の、診療報酬等の保険制度において手当てをすることとし、その後に、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けるとともに、引き続き検討するという話になつていています。この医療保険において、これ引き続き検討すると書いてありますけれども、どこでやるんですか。

○國務大臣(小宮山洋子君) 引き続き検討するのには、やはりこの中医協の分科会で検討いたします。

先ほどのあの高額投資のことですけれども、これについては、今後高額投資の実態について調査を実施することにしていて、そうしたことのも基にしてこれもまた中医協の分科会の方で検討していただきたいと考えています。

○古川俊治君 この間、大臣、衆議院のこの特別委員会で、社会保障審議会で議論するという話がございましたけれども、中医協なんですね。確認です。

○國務大臣(小宮山洋子君) 中医協の分科会でまでは御議論をいただいて、その結果を社会保障審議会に上げて、審議会で最後は決定をするということです。

○古川俊治君 高額の投資は診療報酬とはまた別にやるということですね、これから。

大臣、診療報酬でまず手当てをするんですよ。いいですか。それで、一応この消費税の問題はそこで対応すると書いてあるんですね、ここで。高額の投資についてまた別途対応したら、それ合わないんじゃないですか。何でそういうことをするんですか。だつて、診療報酬で一度対応しているものをまた高額の投資で対応したらおかしいでしょ。その分、医療機関が得になりませんか。

○國務大臣(小宮山洋子君) それは、先ほどから、なかなか御納得いただけませんが、答弁させていただいているように、その高額の投資をして

より良い医療を提供しようとしたところに消費税が、やはり多く高額投資すれば当然多くの損失が出るわけですね。そのところに何らかの手当てをするために、消費税に対する対応を、一般的なものに加えて、その部分は一層の何かの手当てができるのかということでございます。

○國務大臣(小宮山洋子君) そうすると、元々診療報酬で対応するということについてはもう不十分だということを前提にしているわけです。そうですね。

○國務大臣(小宮山洋子君) それは、診療報酬との組合せの中でそういうものを組み合わせて、より負担の大きいところに配慮をしていきたいということです。

○古川俊治君 そうすると、小規模の、額が当然小さいですからね。小規模の医療機関は、それとか投資を比較的に行わない診療科ですよ、そういうところが明らかに損になるじゃないですか、その議論だと。いかがですか。だつて、全体を見てそれで調整するようにするんでしょう。完全に損をする医療機関とか得をするタイプの医療機関ができるじゃないですか。

○國務大臣(小宮山洋子君) それは一律に対応をするだけで十分だとおっしゃりたいのであれば、そういう考え方もあると思いますが、特に、先ほどから申し上げているように、高額に投資をしてより良い医療をしているところが多く、その損税を出さないようにということをこういう配慮をしているところです。

それについては実態調査もして、現場からの方にも入つていただいた分科会で検討もしていただきわけですので、ここは、その一般的な対応に加えてそれをやろうということですので、そういう方針を今取っているということでございます。

○古川俊治君 だから、もうこの場でこの法案でこういうふうにやるんだということを決められたうしたものをカバーしています。つまり、消費税だけでなくやつてあるということは事実であります。その範囲が狭い、それで額も大きい、だからこぼれるものもあるかもしれませんけれども、診療報酬でオムをしたもの以外にもこうしたものもあるということは事実だと思います。それから、医療機器の特別償却もやっていますね。

だから、私どもとしては、もし、もしですよ、見ようによつては寄せ木細工のようにやつていてすつきり分かりやすさがないという意見もあることは事実なんです。それで、私も月曜日の実は会

よ。だから、その専門家に委ねる前にこちらで決めちやつたのが問題だと言つてはいるんですよ。今高額に投資をするところとしないところと、この不整合は絶対直りませんよ、この法案じゃいかがですか。

○國務大臣(小宮山洋子君) 委員がそういう御意見あるということは承りますが、今こういう方針の下でやらせていただいているということです。

○古川俊治君 じゃ、この後の引き続き検討する中で、この前段と後半、「こととし」、それから「引き続き検討する」ということですね。この関係というのはどうなつているんですか、財務大臣。

○國務大臣(安住淳君) 私の立場で申し上げますと、この消費税だけを取り上げてやるということについての疑問というのは私も持つております。というのは、今、高額医療つてどこの線で引いてるんだという御議論ありました、厚労大臣と先生で。例えば二十四年度に、医療提供体制推進事業費補助金というので見ますと、基準額を、例えばがんの診療の施設整備事業で三千百五十万で補助率出しているんですね。救急救命の場合であつてもこうしたものがあります。重症外傷専用医療機器、私分からいないですけど、先生、これ言えれば分かると思いますけど、この六千万についても補助を出していると。

つまり、補助制度の中からも医療に関してはこうしたものをカバーしています。つまり、消費税だけでなくてやつてあるということは事実であります。その範囲が狭い、それで額も大きい、だからこぼれるものもあるかもしれませんけれども、診療報酬でオムをしたもの以外にもこうしたものもあるということは事実だと思います。それから、医療機器の特別償却もやっていますね。

だから、私どもとしては、もし、もしですよ、見ようによつては寄せ木細工のようにやつていてすつきり分かりやすさがないという意見もあることは事実なんです。それで、私も月曜日の実は会

議の議事録を読みました。保険者側の意見も医療団体側の意見も見させていただいております。個人的な意見はあるにしても、今後、例えば税いで、じゃその概算経費率等も、全体を含めれば、やっぱりお医者さんに對して国民の皆さんは配慮すべきだとということで、こういう制度も残つております。こうすることも含めてトータルで、例えば、じやその概算経費率等も、全体を含めれば、やつぱりお医者さんに對して国民の皆さんは配慮すべきだとということで、こういう制度も残つております。こうすることも含めてトータルで、お医者様のこれから長く持続するこの医療体制について、税なのかなほかでやるのかということを何らかの形でやつぱりパッケージとして議論していたトータルで、私はあつていいと思つております。

○國務大臣(安住淳君) 先般ここで梅村議員と議論をしたんですが、最終的には、私は今政府税調の会長でございますけれども、厚労省の中で行われている今の審議を、一〇〇%そななるかどうかは別にして、引き取させていただいて、どういう同じことを言つてゐるんですよ。

それで、そのことで私が聞いているのは、これまで、前段と後半の関係なんですよ。引き続き検討する中で何を検討するんだと聞いてるんですよ。内容について言つてます。

○古川俊治君 だから、パッケージとしてやらなければ、これが決めちゃつているのが問題だつてさつきから言つてはいるんですよ。そのことを財務大臣同じことを言つてゐるんですよ。

それで、そのことで私が聞いているのは、これまで、前段と後半の関係なんですよ。引き続き検討する中で何を検討するんだと聞いてるんですよ。内容について言つてます。

○國務大臣(安住淳君) 先般ここで梅村議員と議論をしたんですが、最終的には、私は今政府税調の会長でございますけれども、厚労省の中で行われている今の審議を、一〇〇%そななるかどうかは別にして、引き取させていただいて、どういうやり方があるか、政府税調で引き取るということもあり得るかもしません。

○古川俊治君 ちょっと法案提出者の先生にも伺いたいんですが、この消費税の値上げの、医療に係る消費税をもう決めてしまつて、やり方を、一応書いてあるんですね、診療報酬等で手当てるということです。これを、これから社会保障改革議会での検討事項にしないでこちらに入れたというのは、どういう理由なんでしょうか。もう一個、別個に入れたとすれば、社会保障制度改革国民会議では、この医療機関の仕入れ、投資に係る消費税の問題というのは議論できないんでしょ

ちょっと私の資料を見ていただきたいんです。三番目のスライドですかけれども、実を言うと、論理的に可能な選択肢、この医療機関の消費税の対応問題、これは私が自分で作ったスライドですけれども、大体、六つのパターンが考えられます。それで、これらのうちから二番だけを取り立ててこれ選んでいるんですね。私は、一から六の可能性を広く社会保険改革国民会議の中で話しあつて、そして決めるのがよろしいんではないかと思ふんです、専門家に。ところが、二の枠の中で話しあえている。これが私が言っている問題なんですね。これ、野田先生、この法案提出者として、これをこの改革会議で扱うことはできますか。

○衆議院議員(野田毅君) この六つの分類について今初めてここで見ました。だから、直ちにここでどれがいいとか悪いとかいうことはちょっと差し控えたいと思いますけど、先ほど来の御議論を聞いていまして、古川さんの御指摘は正しいと思っています。そのとおりです。ただ、今回、これは社会保障の中の医療制度の在り方をどうするかということが社会保険改革国民会議の中心課題であります。これに税はどう対応するかということがちょっとちよつと次元が違う、これは絡ませない方がいいと、私はそう思います。

そこで、実はこれ、消費税を最初につくるところからの経緯があります。最初に非課税にすることの是非ということが実はございました。私どもは、非課税はやると必ず損税が発生しますよということは当時から御指摘をいたしておりましたけれど、当時はそこまでの十分な認識が医療機関の皆さんや厚労省の皆さんにも十分なそこまでの勉強は進んでいなかつたように思います。そこで、結果として、診療報酬という体系の中で上乗せをするからええじゃないかという話があつたので、取りあえずそういうことでスタートしました。

しかし、事実上、診療報酬体系というものは、その医療事業の経営形態によって全く内容が違つていると。つまり、名前は消費税だけれども、実

ことは、前段階控除することによって付加価値税が発生の仕方は事業経営の内容によって全く違うわけですから、診療報酬の内容はその付加価値とは何ら関係なしに決めているのが診療報酬体系の在り方ですから、必ず本質的な誤差がそこに発生すると。

ただし、そういう意味で、全部課税対象とすることになるとすれば、恐らく支払う側の診療報酬、総支払額は十分それをカバーする総額を支給しなきゃいけないということになつて医療費全体が引き上がるということになるだろうし、自己負担部分もその部分引き上がるということになるだろうと思います。そういうトータルとしての財源との兼ね合いでいうこともあつて、十分な結論は今出ていないと。

当面、そういう中で、今回の税制改正に当たつて、これはそのままの基本税率で全部行くのか、あるいは、いや軽減税率をやるのか、そうではなくてどうするのかという話もトータルとしての議論があることですから、そういう意味で、当面八%にする段階では、むしろ軽減税率だとか、いわゆる給付付き税額控除とかいうよりも、まずは簡単な、臨時的なこの給付措置で対応しようといふことが基本的なベースになつていて、まだ本格的な軽減税率を適用するとかいう話までは、十分な、検討の一つではあるけれども、そこへ向かっていくということでは必ずしもないといふことでございます。

長くなりましたが、そういう状況にあります。

○古川俊治君 確認ですけれども、この修正案の七条の一の口と、この同号のトの関係なんですが、これ八%に上がるまでにまだ軽減税率の余地があることになつていますね、この法案の中で。その場合に医療に対して、まあ一〇%までいいです、一〇%まで段階的に上げていく段階と、この段階で医療について軽減税率をする可能性がありますね。適

用ができますか。その関係なんですかけれども、ちょっと教えていただきたいと思います。

○衆議院議員(野田毅君) 論理的には検討の余地はあるということだと思いますが、実際に大筋からええば極めて厳しいことだろうと、八%の、修正案七条の一号のトは意味をなくしますから、それは私の本意でございますので、まあ有り難いなど。その可能性があったということをここで確認をさせていただきました。

医療のこの非課税の問題でございますけれども、社会保険診療報酬に係る療養・医療等が非課税なのは、六月六日の安住大臣のお言葉を借りれば、これは政策的配慮ということになっております。そして、この同委員会での小宮山大臣のお話からすれば、これは社会保険診療は国民に必要な医療を提供するという高度の公共性を持つからだと思います。

○衆議院議員(野田毅君) まあ可能性は八%のことよりは大きいと思いますが、ただ問題は、そのことによって軽減税率をやるのか、あるいは基本税率そのままで適用するのかによつて全く税収総額に大きな影響を与えるということは本質的な問題であります。

○古川俊治君 財務大臣、もう一回今の法案提出者のお話を上げるとしてですが、八%適用の可能性という問題ですね、それも医療については軽減税率の可能性がありますね。そのことをあらかじめターゲットを絞つて話していくわけじゃございませんから、これから八%と一〇%で何を具体的にターゲットにするかということは決まっておりませんから、その点からいえば論理的には排除しているものではないということです。

○古川俊治君 この医療機関の消費税問題ですが、これは実は軽減税率にした瞬間に医療機関の損税という問題は全部解消するんですよ、実は。ちょっとと後で調べていただければ分かるんですけど、一%でもって課税、ゼロ税率が患者負担を起しませんから一番いいんです、一%でも軽減税率にすれば全てなくなるんですよ。

だから、これ私が今確認したかったのは、実は診療報酬で手当てるということと軽減税率の適用、この可能性を論じるということは両立しないんですね。片つ方が駄目になるんですよ、これこの法案で。それが矛盾しているんですよ、実はこの中ですね、両方が立つということは。

だから、これが今まででいいです、一〇%だからこそ、これはこの間の議論でもありましたけれども、これはこの間の議論でもありましたけれども、日本はもうこれ民間が主体でやつて、医療、公定価格でやられているから、これ全然話が外国と比較にならないわけですね。その中であつて政策的配慮。これ政策的配慮と言つて、その中でですね、両方が立つということは。

実際なんですね。

現に、正常分娩つてどういう取扱いか御存じですか、正常分娩。消費税ですか。自費でやつていますよね、あれ。社会保険診療報酬じゃないですよ。どうですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) はい、そのとおりです。

○古川俊治君 正常分娩は消費税は掛からないんですよ。非課税なんですね。自分でやつて、特にこのお産は、作つたときは課税だつたんですよ。ところが、途中から非課税になつたんですよ、平成三年から。お産が平成三年から突然高

度の公共性を持つたという話しかできないわけですね、そうすると。これもう余りに、これはまあ政策的配慮なんですよ、ですから。

だから、そこへいくと、じゃ、どう考えようというの、もう実際、医療が損をしているから、じゃ、どう考えようということは、もうそこから論じるべきなんですね、この日本の現状として。

今、診療報酬で対応しているというお言葉です

ね。先ほど私が申し上げましたように、かさ上げ

している部分の診療報酬があるわけですよ。投資

を少なめに行つてている医療機関は、その診療報

酬、税金として医療機関が払つている。だから、

その税額分として補填をしている診療報酬のかさ上げ分ですね、それは結局のところ、患者さんた

ちが納める社会保険診療報酬とかあるいは自己負担分の中で税分としてかさ上げしているわけですね。そうすると、少ししか払わない、投

資をしていない医療機関は、その税として払えるところが自分のポケットマネーに入つていてるんですね、それ。患者さんの負担している分ですよ。

そんなことで本当に国民の皆さんに消費税の引上げをお願いできるんですか。財務大臣、どうなんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) ですから、元年からこうした制度でやってきていまして、政策的配慮としかもう答えようがないんですが、その時々に応じ

て、今のは含めてですけれども、非課税のも

のを決めたりしてまいりました。

私も、率直に申し上げて、古川委員の財金から今までの御主張には大変説得力があるとは思つております。

ただ、制度として今三党で合意をして、取りあ

えず、取りあえずですよ、八%、一〇%になる中

で、診療報酬のこのありようはやはり見直しま

しよう、いろいろな意味で実態に合わないものについて、やはりそれを、消費税というものをカバーをするという趣旨に沿つた診療報酬の在り方をまずそこで決めましょうと。その上で、その先

のことについては、先ほど私が申し上げましたよ

うに、高額医療については補助金も出していま

す。しかし一方で、委員御指摘のように、実は小

さな細かな診療については全く消費税分のカバー

をされていないということを点数で、先般、梅村

議員もここで指摘されたようなこともあります

ので、そうしたこと全体的にやはり見直さないと

いけない時期というものは早晚来るだろうというふうには思つております。

○古川俊治君 安住財務大臣、医療をこの際だから課税にしようという考え方はどうですか、どう思われますか。

○国務大臣(安住淳君) 一つの考え方だとは思いますが、その場合、患者負担がやはり増えるので

はないかという御指摘等もございます。

それから、その場合は、今、減免の事業者がお

りますが、その場合、患者負担がやはり増えるので

ないかといふことはあります。

れども、恐らく一割ぐらいですね、データありますけれども、歯科の先生で四割ぐらいだと思いま

すけれども、みんなやれば、今経費計算やります

よ、これ、損税なくしてくれば。その選択をす

ることは、彼らは計算しながら、こっちが有利だ

からつて実際申告したりしますからね。

その中で、大臣、さつき課税すると患者負担が増えるんじゃないかということをおつしやつていま

ましたけど、実際既にもうかさ上げされているん

です、その分払わされているんですよ、患者さん

は、だから、ちゃんと手当てができるればそん

なに増えませんよ、別に。それは診療報酬全体

は乗つていないかもしませんけれども、そのか

なりの部分はもう手当てされているわけだから、

その部分は実際払つているわけですよ、患者さ

ん、知らず知らずのうちにですね。非課税だとい

いながら、実際課税されて払つているんですよ。

これがいよいよ一〇%になつて、またどんどん

どんどん膨らんでいくと、そして、更にそこから

高額投資の分だけ乗せてまた医療保険の方から出

していくと、こんなことになつて、全く分からな

いところでいろんなものが進んでいる。診療報酬

改定のたびにまた医療の経営実態調べてやつて、

直していくんですか。全く詰が分からぬじやないですか。

この辺で患者さんが、実際医療の信頼も言われ

ていますよ、どこまでが医療機関に払われている

自己負担分でどこが税金なのか、これは明確に分

かつた方がいいじゃないですか。税の公平、中

立、簡素、そのことからいつても、課税が最もこ

れふさわしいスタイルなんですよ、やっぱり。ど

うですか、大臣。

○国務大臣(小宮山洋子君) 先ほどからの御議論

の中でも、私としても、いろいろ整合的でない納得

のいかない部分があるということは御指摘のとお

りだと思います。ですから、社会保険診療の課税

の在り方も含めて、検討の場でしつかりと議論を

させていただきたいと思います。

○古川俊治君 だから、患者さんのもし負担が若

干でも増えるとすれば、その部分は少なくとも低所得の方にはほかでちゃんと手当てをするということにすれば、そんなに私は、医療機関の方も、半分以上は課税で仕方ないと、その部分しつかり窓口で説明すると言つてあるんですよ。それがまさに、今後やっぱりしつかりその部分も入れて、排除しないで今後の検討課題として検討していただく、お願いしますよ、それは、それだけ申し上げさせていただきます。

時間が限られていますので、あと十分ぐらいで

すけれども、一点まずちょっと大臣、これも大変重要です。

これからは税と社会保障の一体改革の集中会議

のところで去年出されて、これから余り今まで考

え方は変わつていないと思うんですけど、急性期に

ついて、特に医療スタッフをどんどんどんどん増やして、そして在院日数を短くすると、こういう形ですと議論が進んでいます。

ちょっと見ていただきたいんですけど、私の二枚目のスライドで、七番のちょっとあれを見

てください、形をね。いいですか。それ、実は法

案がまだ一本も出ていません。将来の二〇二五年に

かけてどういうような医療をつくっていくか、こ

の法案がない時期、これから話合いをしていくと

いうのに、診療報酬は実は先に動いちゃつてます。我々は、国会でまだ審議もしていないの

に、何で診療報酬で厚労省が勝手に決めるんだ

いう気がするんですね、もう動いていますから、既に。

それで、これが診療報酬の今回の改定で出され

たこいつの図なんですか。この図、比べて

ください、七番の図ですね。これをどうやって模

擬するかというと、私は、この七対一の上のところ

に小さく何らかのもう一つ上を付ければそれで

形が一番合うと思うんですよ。今厚労省がやら

ようとしておりますのは、この七対一のところを

少しずつ縮めようとしているんですね。それより

も上に乗せた方がきれいじゃないですか。厚労大

臣、どう思います。

○国務大臣（小宮山洋子君） 今、この医療の改革の中でもまだ法案が出てはないのは事実でございま

す。これはやはり、医療計画とそれから診療報酬と予算の中で今やつてあるわけですが、医療法の改正についても整い次第提出をしたいと思つています。

この七対一の上に付けたらどうかということですけれども、これは二十四年度の診療報酬改定で、七対一の入院基本料の算定要件のうち平均在院日数を十九日以内から十八日以内に短縮をして、一定以上の処置ですか看護が必要な患者の割合を一〇%から一五%に引き上げて今こういう形になつてゐるところでござります。

ですから、多分委員の御質問の趣旨の、上に乗せることと、違うんですね。それは分かりますが、その、上に乗せるというのはどういうふうなことかをもう少しお話しいただけますか。

今ちよつと看護師さんが不足しているんで「五対一」としては五対一なんて話も出ているんですけど、一にすると非常にその地域に大きな影響が出るんで、私は、七対一の中で少し要件を付けていて、そういつたところにも更に手厚くすると、もう七対一に減らしていくと今しているんですけど、実際のところ、今でもやっぱり勤務医の状況は大変なんですよ、七対一の急性期病院で。それを今更どんどんどんどんまた縮小していくたら、もっと厳しくなつちゃうじゃないですか。だから上に付けるべきなんですね。

それで、ちよつと私の作ったこの下のグラフなんですが、見ていただきたいんですけども、大体、病院つて、診療のこの病床というのは、急性期ですけれども、急性期病床はもう九割ぐらいが1か月以内なんですね。それも、中央値。平均値で取るとまた違いますけれども、長い人がいますから。中央値で見ると、ほとんどがもう二週間ありますいは長くても三週間ですよ、ほとんど、中央値

で見ればですね。そういう中でやつているんです

ね。
だかう、この急生期のヒトアホが持つこの病床は

して非常に地域医療においては大きな役割を果たしているんですよ。だから、少なくとも、この一番のスライドで図が出ていますけれども、長期療養は違いますけれども、亜急性期なんかこう膨らんでいくと、こういうのは医療の実態としてありますんですね。ほとんどが患者さんというのではなくて慢性的病の途中でも何か起きて急性期の治療

後帰つていくんですよ。だから、まさに急性期病床の充実、そこをつくるしていくことがこれから地域医療の本質なんですよ。その辺、ちゃんと認識していただきたいんですよ。

ですから、今後、七対一を縮めるよりは、どのような要件にしてそこをつくるいくか、ということを考えていたら、私がいふがいいですが、分かりましたか、私の言つている趣旨

○古川俊治君 だから、今、地域医療計画つてもう既にあるんですよ、四疾患五事業でね。そういう積み上げも全然やつていないでしよう。そういう努力も全く厚労省はやつていなんですよ。それで、単に我々の社会保障国民会議のときにやつてきた議論をちょっと手直しして出してくると。それで皆さんごまかされているんですよ、はつきり言つて。これからちゃんと、本当は地域で積み上げ、疾患別の積み上げもうできる体制ですかね、そういう努力してくださいよ。

それから、もう一点言つておきますけれども、

ども、医療資源となるべく今の財源の状況の中で、有効に活用するために、厚労省としては、今こういう考え方の中でも更に工夫をしながら機能強化をしたいというふうに考えてますが、地方によつてはいろいろと実態が違いますので、そこはしっかりと配慮をしながら進めていきたいというふうに考えております。

これだけ答えてください。医師の数、これからス

タツフをどうするか、これ非常に医療界を今にぎつゝてゐる問題なんですね。

平成十八年に厚生労働省が医師の将来推計のシミュレーションを出しました。平成二十年から医学部の定員を約一割五分増やしております。そして、現在、厚生労働省の見込みでこれ医師のシ

ミユレーシヨン、やつていなんですよ。何でやらないんですか。

○國務大臣（小宮山洋子君） 今委員がおっしゃいましたように、二十年度から医学部入学定員、三百六十六人増やしまして、二十四年度は八千九百九十一人と過去最大になっています。こうした取組によりまして四千人程度増加いたしまして、足りなかつた産科とか外科などの数も増えてきています。

それで、今後こういう形で……（発言する者あり）そのシミュレーションをやつていないといふことでござりますけれども、それについては、必
要ならまさらる（うこじてきこと）いうふうにい

○古川俊治君 今何人増やしたつて、彼らがこれから医療に来て働くのは十年後なんですよ。いいですか。六年間少なくとも、医学部を出る、そして、これ順調にいつてですからね、落ちる人もいますから。その後、臨床研修で二年取られますと。それから普通は、医者になつてしまつかりその診療科、地方で働くようになるまであと六年ぐらい掛かるんですよ、みんな。十年ぐらいやつて初めて外に行つて一人で活躍できるようになるわけですね。そういう過程を考えれば、今何人つくったという議論しても無意味なんですね。

レーションをやつて出せと言つているんですね。

いいですね。やつてくださいよ。これ平成十八年以降やつてはならないから。

○国務大臣(小宮山洋子君)　おっしゃるとおりだと思いますので、それはやるようにしてみたいというふうに思います。

○古川俊治君　余り時間もありませんので言つておきますけれども、ずっと皆さんの口から出てきて、民主党は診療報酬を二回、全体で引き上げたつてずっとおつしやつてきまして。何回も

小宮山大臣の口からもお聞きしましたよ。
ただ、実際、前回というか、二〇一〇年の最初
の診療報酬改定、これがプラス〇・一九ということ
ですね。七百億の確かに医療費ベースの引上げ
をやつていただきました。ところが、余り政府こ
ういうとき言わないんですね。実は、別途、診
療報酬外でそのときに六百億の引下げをやつていて
るんですよ、薬剤について。二〇一二年、〇・〇
〇四のプラスです。医療費ベースとして十六億円
プラスです。へんなもん、そつと引きこま

期収載品等の引下げで別途マイナス三百三十八億円です。いいですか、民主党政権になつてから二回のトータル、この診療報酬改定時に医療給付費としては二百三十億下がつているんですよ。トータル二回ですよ。

それで、皆さん言つているのは、我々は二回診療報酬、自民党政権と方針を変えたと。これは明らかに虚偽ですよ、我々から言えば。同じじやないですか、ずっと厚労省の言うように下げてきてるんですよ、今までね。これは同じです。

それで、これからまさに議論していくわけで、す、社会保障税の中、一年間で社会保障制度改革国民会議の中で話し合つていこうと、一年間。それで、一年の間に法的措置まで講じるんです。よ。どう考えたって、これから社会保障制度をここで確実にすると、その後、国民の皆さんに消費税のお願いをするんですよ。いいですか。そうなつてくれば、やっぱりこれからのことにつかまつり、消費税増税まで責任を持つてやれる政権がこれ

の社会保障国民会議の結論をまとめて法案を作るべきでしよう。いかがでしようか。

○國務大臣(小宮山洋子君) 今の御指摘ですけれども、長期収載品など薬価については、やはりジエネリックを推進するという意味からも、それは政策的な考え方もあるつて下げています。ただ、

診療報酬上げたことによりまして、これまで足りなかつた小児科も産科も増えてきてますので、そこはめり張りを付けてやつてます。ただ、思つてます。

今後のことについては、三党合意にもありますように、これは党派が違うからということではな

くて、超少子高齢社会の医療のために各党各会派からいろんな方の御意見も伺つて最大限知恵を出していくことは私も必要だと思つてます。

○古川俊治君 小宮山大臣、あなたがあとそこにどのぐらいいるか分かりませんけれども、将来我々がしっかりと日本医療を引つ張つてまいります。このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(高橋千秋君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時開会

○委員長(高橋千秋君) ただいまから社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を開会いたしました。

委員の異動について御報告いたします。本日、桜内文城君及び西村まさみ君が委員を辞任され、その補欠として寺田典城君及び田城郁君が選任されました。

○委員長(高橋千秋君) 公聴会の開会承認要求に關する件についてお諮りいたします。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七案の審査のため、八月六日及び七日に公聴

会を開会することとし、公述人の数及び選定等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(高橋千秋君) 多数と認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○委員長(高橋千秋君) 休憩前に引き続き、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山崎力君 自民党的山崎でございます。

いろいろ質問したい項目があるんですが、私の場合はちょっと基本的な基礎的なことについて、精緻な議論をやつてある最中で恐縮かもしませんが、理解する上でも必要だらうということで質問させていただきます。

今度の法案、社会保障と税の一体改革と、こうなつてあるんですが、この社会保障というものの概念ですね、そして今、今回出ている四つの項目

といふものとの関連性がいま一つはつきりしないんです。そういう点で、社会保障の概念、どう

いうふうに政府としては考へてあるのか。それに似た概念としての社会福祉というのがござりますけれども、それぞれの区分けする定義のようなものを考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとまず最初にお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(小宮山洋子君) 社会保障制度は、病気ですか障害、それから老齢、失業、そうした人生で生じます様々に対応して、国や地方公共団体の責任で社会保険又は公費を財源として現金、現物、様々な支援を行うもので、国民の皆さんの安心ですとか生活の安定を支えるセーフティーネットだというふうに考へています。

社会保障制度の概念整理ということですけれども、様々な分類の仕方がありますけれども、社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生、この四つに分けることができると思っていま

す。これは昭和二十五年と三十七年の社会保障審議会の勧告に沿つた分類です。

このうち、社会福祉につきましては、障害者、母子家庭など、社会生活をする上でいろいろな困

難を抱える人たちが安心して社会生活を営めるよう公的な支援を行う制度です。具体的な社会福祉の例としては、障害者が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、施設サービス、これを提供する障害者福祉ですか、児童の健全育成や子育て支援、母子家庭への支援などを

行う児童福祉、こうしたものが挙げられます。

○山崎力君 ちょっとそこについての質問の前に、今度の質問に先立つていうか、ちょっと資料をいろいろ集めさせていたいたんですけど、そこでえつと思つたのが、いわゆる予算項目、これで財務省の方が主なんですかね、いわゆる社会保障関係費というぐくりがあります。その金額、例えば年金が八兆一千億とか医療が八兆六千億とかと、こういうふうになつていて、今年の問題になつていてる社会保障四経費、こういうことが出ておりまして、それが年金が八・四兆、三千億増えて、医療が十・二兆、一兆六千億増えていると、こういうこの食い違いというのは、これは国費ベースの比較ですから、地方を抜いて比べてあるからいいと思うんですが、そこの違いといふのはどういうところから来ているのか、まず説明していただきたいと

ます。

○山崎力君 その上でということになるんですけど、今までの議論の中で余り取り上げていなかつたのかもしれないんですけど、いわゆる社会保障関係予算という項目の中に年金、医療、介護、保険給付費というのがありまして、二十四年度で十九兆何がしということで、うち年金、医療、介護と、こうなつていてるわけですね。ここに子ども・子育てというのはないわけです。そして、生活保護費というのには別にあって、恐らく今回の予算の中で少子化対策費というのは社会保障関係費にない項目で、恐らく主に社会福祉費の中から出てきてる数字ではないのかなというふうに思つてゐるんですが、この辺の考え方というのはどういうところから来ているのか。

もつと言えば、今度の一体改革というのは、社会保障の対象、今までの概念でいう社会保障の対象に少子化を加えた形になつてると、これが特徴だと思います。この理念設計というのはどうあるといふことか、御説明願えますか。

○國務大臣(安住淳君) 私からまず金銭的なことを申し上げまして、理念的なことは厚労大臣からお答えさせていただきます。

この少子化の一・八の内訳は何かと、どこから來ているのかと、このことについてますが、先生が御指摘ありましたように、社会保障四経費の中に

共済や私学共済に係る基礎年金国庫負担分の二千億円程度を上げたりしている、ですから、その分増えてますということです。

医療費につきましても、八・六兆円ということがあります。この違いについては、これは生

活保護の医療扶助、障害者に係る医療費等公費負担ですね、公費負担医療費等がここに入つてます。介護につきましては、生活保護の介護費や介護予防などの支援事業をここに入れてます。

つまり、先生にもお渡しさせていただきおりますが、ここには差があるということを御理解いただきたいと思います。

○山崎力君 その上でということになるんですけど、今までの議論の中で余り取り上げていなかつたのかもしれないんですけど、いわゆる社会保障関係予算という項目の中に年金、医療、介護給付費というのがありまして、二十四年度で十九兆何がしということで、うち年金、医療、介護と、こうなつていてるわけですね。ここに子ども・子育てというのはないわけです。そして、生活保護費というのには別にあって、恐らく今回の予算の中で少子化対策費というのは社会保障関係費にならない項目で、恐らく主に社会福祉費の中から出てきてる数字ではないのかなというふうに思つてゐるんですが、この辺の考え方というのはどういうところから来ているのか。

もつと言えば、今度の一体改革というのは、社会保障の対象、今までの概念でいう社会保障の対象に少子化を加えた形になつてると、これが特徴だと思います。この理念設計というのはどうあるといふことか、御説明願えますか。

○國務大臣(安住淳君) 私からまず金銭的なことを申し上げまして、理念的なことは厚労大臣からお答えさせていただきます。

この少子化の一・八の内訳は何かと、どこから來ているのかと、このことについてますが、先生が御指摘ありましたように、社会保障四経費の中に

共済や私学共済に係る基礎年金国庫負担分の二千億円程度を上げたりしている、ですから、その分増えてますということです。

医療費につきましても、八・六兆円ということがあります。この違いについては、これは生

活保護の医療扶助、障害者に係る医療費等公費負担ですね、公費負担医療費等がここに入つてます。介護につきましては、生活保護の介護費や介護予防などの支援事業をここに入れてます。

つまり、先生にもお渡しさせていただきおりますが、ここには差があるということを御理解いただきたいと思います。

あつた社会保障関係費の中の社会福祉費にこれは含まれている額でございます。

○国務大臣(小宮山洋子君) 御承知のように、日本での社会保障給付、これは高齢者向けが給付費全体の七〇%を占めるのに対して、子供が四%といふことで、これは先進諸國の中でも子ども・子育て支援が非常に足りないと。いつも總理もお話をしているように、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という今の制度を見直して、より現役世代の、子育て世代の方にも受益感のある、そういうものにしたいということで今回少子化ということを含めました。

それで、消費税収の充当の対象を三経費から子育てや高齢者以外の医療にも広げまして社会保障四経費とし、子ども・子育て支援の量的・質的拡充を図りたいと思っています。これは、自公政権時代の平成二十一年度の税制改正法の附則百四条の考え方を踏襲したもので、社会保障目的化と消費税の引上げを通じまして必要な社会保障の安定財源を確保して持続可能な仕組みをつくる。子育て分野を始めとしまして、社会保障の充実、安定化のための一体改革、これはしっかりと取り組んでいく必要があると考えています。

保障制度あるいは社会福祉制度、もたないといふ方というものが政府全体としてまとまつた形で聞こえてこない。

特に厚労省関係、今度、社会福祉のことなんですか。されども、後でもまた質問させていただく予定ですけれども、午前中やつた同僚議員の医療関係のことも含めて、総合的にという言葉が一番、僕、最近嫌悪感を感じることになりました。総合的というのは、個々具体的には説明が付かないから、丸めて何とか納得してちょうどいいよというのと同義語なんですね。便利な言葉で、ほかに使いうようの言葉も見当らないものだから私自身も使うんですけれども、その総合的という言葉を使うときの自己嫌悪感というのは持つていただきたいなと思うんですよ、政府側に。

そして、その一つの例として生活保護の医療費の問題です。

一般の方々は、生活は確かに厳しいかもしけない、うちちはそこそこやつている、だけど、生活保護の人つていうのはいいよねっていうのは一つこれなんですよ。今普通に暮らしていても、何か重病、大病になつたら今の生活維持できるのか、これが一般の人たちの、特に中高年になつた方々の不安の第一なんです。その点、生活保護はいいよねと、こうなるわけですよ。

そのところを含めて、この生活保護の医療制度、その不正受給、これはある意味非常に重大、まあもちろん教育費のあれとかありますけれども、一般の方から見ればそこが一番のポイントだと思いますので、その辺について考え方をお聞かせ願いたい。

○國務大臣（小宮山洋子君） 今、増え続けている生活保護費の中で半分がこの医療扶助ですので、その不正を適正化していくというのは当然のことだというふうに思います。

今何をしているかといいますと、診療日数が過度に多い人、これについてはその全員を対象に受診の指導を実施をしている。また、長期間入院し

ている人についても、その全員を対象に入院の必要性を調査しまして、必要がない場合には退院を支援している、こうしたことをしています。

また、今年度中に電子レセプトの機能強化を図つて、その適正化の対象となり得る医療扶助受給者、医療機関を容易に抽出ができるよう、そういう取組を新たに開始をいたします。

そして、先ほども申し上げた今年秋をめどに策定いたします生活支援戦略の中で、こうした取組も含めて医療扶助の適正化策、これは、先ほどおつしやつたように、言うだけではなくて実効性のある取組を進めていきたいというふうに思っています。

○山崎力君 私がこういうふうなことを申し上げるのは本當難しいんですわ。要するに、あるお医者さんに行つて、どうもよく治らなかつた、そのときに、別にいいお医者さんがいるよという言葉掛けられて、じや、そつち行つてみるか、そこでもうまいかない、そうすると、自分の病気が治らなければいろんなところのお医者さんに行くことができるので、今の制度でいえば、そして、その都度医療費を払つてもらうといいますか、一般の方はある程度、三割なら三割負担するんだけど、生活保護の方はただですから、そしてもう一つ言えば時間もある方多いので、行かれる。それが医療費を膨らませておられる一つの要因になつておられるということは容易に想像付くわけですね。そして、悪い人は、そのところでもらつた薬をため込んでネットで売るなんていう人も出でくると。まあ数は非常に、割合は少ないと思いますけど。

ただ、それをどう規制するかというと、あなたは一回この病院なりこの病院に行つて診察しなさい、そこでその診断を受け入れなさいと、こういうことを言わない限り、本当の意味での実効的な対策にならないんですね。

ただ、これを本当にやつていいのか。生活保護なんだから、行くべき病院はしつかりした病院な

なんだから、そこでの診断に満足しない。これは非常にある意味合理的です。だけど、日本の国民感情としてそこまでやれるのかね。じゃ、二つまでいい、やらせるかというようなことも考えることはあるんですねけれども、僕は、この問題を考えたときに、そういうことを考へると本当に実効性がある対策取れるのかと。もう一種の故意犯といいますか、そういうふた人たちはこれは別ですけれども。

そういうふたところと同時に、生活保護を専門にやっている医療機関というのは関西に結構あると。その最大の理由は何かと、取りつけられがなないからだと、支払が公だからだと。これも一つの現実でございまして、そこまで考へたときに、何が今的一般の医療機関で問題かといえば、取りつけられることがあるということなんですよ。そこまで考えていらっしゃるかどうか、制度として、

というようなことを考へていきますと、先ほどおつしやられたことがどうもお役人の言葉で、何とかこの場をしのいでいること。もちろんそれを実行したいという方いらつしやるんだろうけど、今まで本当に苦労して、やり切れてこなかつたという反省といいますか、自省の姿勢が見えない。それでいいんだろうかというのが現実に私の今の考え方なんですけれども、その辺について何かお考えあるでしょうか。

○國務大臣(小宮山洋子君) 今御指摘のあつた医療機関につきましても、これまで取消しというようなことは余り行われていないんですね。ですから、指定の要件とか、有効期間を設けるとか、取消しもきちんと行っていくようなことも含めまして、今回はこの生活支援戦略の中にいろいろな柱を盛り込んでいますが、これは、いろいろと海外のものを立てていまして、それを国家戦略の日本再生戦略の柱としても入れていますので、これを形

だけではなくて本当に政府を挙げて取り組めるよう、国民の皆さんとの御関心もこれだけ強いですし、社会保障の維持と充実のために御負担もお願いをしているという今のこの時点で、本当にそこは危機感を持つてちゃんと対応しなければいけないと、本当に私どもも考えているところです。

○山崎力君 次の問題に移らせていただきたいと思いますが、今、言葉じりの問題なんですが、正直言つて、実効性のあるプランを織り込んでおりますと言いましたですよね。本当に実効性あるのかどうか、保証の限りじゃないわけです。逆に言えば、今まで、本当にそれが実効性があるのなら、今まで何でそれがやつてこれなかつたかということを、それこそ、立法院の人間として、議員として、厚労省のつかさを担つていられる大臣としては、そこまで分かつた上で実効性があるという言葉を使っていただきたいんですよ。僕は、とてもその辺、実効性があるということを、ただ大臣、これはこうこうしかじかで実効性がありますよと言われた、ああ、そうだねと納得して言われているような気がしてならない。

それじゃ、なぜ今までそういう実効性のあるプランが実行されてこなかつたのか、そこまでお聞きになりましたか。その最大の理由は何だと思いますか。まさか予算が来なかつたからということじゃないと思いますよ。もし反論というかその辺あつたら議論を深めてもいいんですけども、そういうところまで質問通告もしていませんし、そういう言葉じりの問題ですから、これ以上こちらの方としては答弁求めません。それでよろしゅうございますか。

○國務大臣(小宮山洋子君) ここまでやれば十分な議論をして十分に私が認識をした上で言つていいかというのは、それは受け取り方によつて違うと思いますが、このことについては省内で相当力を入れて今回やつております。私もその中に入つてやつて いますので、そういう意味では、言葉だけということではなく、私としては全力を挙げてやつて いるつもりですが、それがどうなるかとい

うことは、やはりその結果を見ていたかないと御納得はいただけないのかなと思っています。

○山崎力君 いや、この問題で時間取りたくないんですけど、議論されていること分かるし、実効性があるんだろうなと、実際にいい結果をもたらすんだろうなと思つて議論されて出されたことについてのことを申し上げているわけじゃないんですね。それは、その可能性十分あると思います、恐らく中身聞かなくても。

だけれども、それじゃ、それがなぜ今回実効性を持つということを確信されたのか。ということは、以前そいつたことがなぜできなかつたのかということが分かつて、その上でそのハードルを越えることができたから、今度、実効性が十分あります。それで、飛ばして次の方に行きたいと思つて、時間が関係で、国と地方の関係についてお伺いしたいんです。

社会保障、これ、現場は地方ですよね。文書を時間の関係で読みませんけれども、そういうふうな認識されております。そして、そうなつたときに、今回も含めて、社会保障における国と地方の役割分担、関係というものについてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(川端達夫君) 全体として、国と地方の関係は、これは地方自治法にも書いてありますけれども、できるだけ住民に身近なところは地方自治体が責任を持つてやると、そしてそれができねる国全体の部分は国がそれを補完するということで、対等の立場で、地方の自立性、自主性を生かした中で役割分担をするということが基本だということでもあります。そういう意味で、社会保険についても同じ考え方でありますので、国と地

方公共団体が適切に役割を分担するとともに、地 方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されることが重要であるというふうに思つております。

そういう意味で、今回も、今の四事業をどういう役割分担しているのかということで整理する中で、国と地方の協議の場を通じて、国と地方団体も十分な議論の中で、全国レベルのセーフティネットを国が分担する、地方の実情に応じたきめ細かなセーフティネットは地方がやるということで、お互いが支え合つて社会保障を安定的に実施していくことを基本とするという考え方でやってまいりました。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今総務大臣お答えになつたとおりでございますが、国と地方の協議の場でも非常にかんかんがくがく、大いに議論をさせていただきまして、国としましては全国レベルのセーフティネットの制度を設けると、それに合わせて、やはり現場である地方自治体がそれぞれ地域に応じた形で、その制度をどういうふうに生かして具体的な計画を設計をして実行するかという、そういう二重のセーフティネットを今後とも、地方がとにかく現場ですから、御意見も伺いながら、そうしたことがスムーズに運ぶよう努めています。

○山崎力君 ちょっと次の僕の考えを言う前に、僕が感じていることの大きな問題意識というのは、国と地方つてよく言うわけです。ところが、地方というのは一つじゃないんですね。四十七都道府県もあれば、市町村もあるわけです。そして、それができないられない状況があるわけです。

最初に、その点で、地方といつた場合の、今、皆さん方、政府、国の立場から、地方といつた場合の都道府県と市町村の役割分担というのはどうあるべきだと思いますか。それとも、それは

それぞれに任せるべきだと思っていますか。

○山崎力君 いわゆる総論としてはそのとおりだら、整合性を持つてできるようにしていきたいと思うんで、それ以上何も付け加えることも引くこともないと思うんですが、各論としてやつていうふうに考えます。

細かにそういうそれぞれの実情をお伺いしながら、どういう方針でやつていくのというところが、今の答弁聞いて、県や市町村の担当者、分かるとはとても思えないんですね。結局、ケース・バイ・ケースと言つてはいるだけじゃないのと。違うんですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 基本的には、考え方には今総務大臣がおっしゃったとおりですが、社会保障分野で具体的にどういうふうな役割分担をしているかということを少し申し上げますと、市町村は、一番身近な基礎自治体として、例えば介護保険や国民健康保険などの地域保険制度を運営をする、また、障害者や生活保護受給者などに対する福祉施策を実施をする、そして、母子保健や予防接種、健診などの保健対策などを主に担つていています。

都道府県は、広域自治体として、市町村間の広域調整ですか技術的・財政的な支援を行なうほか、病院や介護や福祉の入所施設などの整備、提携体制を確保すること、児童虐待への対応などの専門性を持つ福祉施策を実施すること、感染症対策などの専門性、広域性を持つ公衆衛生対策などを実施しているのが一応中の役割分担になっています。

○山崎力君 そのときの地方自治体での働き、それから地方自治体におけるそれぞれの財政状況、所等の問題で待機児童という言葉がありますけれど、地方には余りないんですね。やっぱり大都市の問題だと。青森県でもほとんどない。一桁だと十人単位で、百人はいないだろうというふうに言われています、全県で。そういうところにお金出すということは、大変だとお金出すということは、その分のお金が都会に行くということですよ、逆に言えば。

子ども・子育てに関して見れば、それじゃそれに匹敵するような支援というものが地方に行つている、どうかという感覚を持たないといけないと思うんですね。これはある意味被害者根性だと言えばそう言わても仕方のない部分はあるかもし

れませんが、これだけ子ども・子育てやります、こう言つていて、その中身の予算の行き先見たらほとんど大都会じゃないのと。ただでさえ人口の減つてある地方においてどうするんですかというふうな考え方というか、受け取り方をされても致し方ないことだと思うんです。よっぽどその辺のところは区分けして考えなくちゃいけない。

そして、現場で働いている。これはもう年金でもそうだし、医療でもそういう保険徴収の問題もそうなんですけれども、本当にそれじや、医療なんか、我が町で医療機関あるのというところもあるわけですよね。そういうところの格差をどうするの、そこまで面倒を見てくればいいんだつたら、どうして我が村がそういう人たちの国保なら国保のお金を徴収するのが必要なのと。もちろん、ほかの町へ行って、医療機関あるということになつて、保険もちゃんと受けられるから、それはそんなこと言わないでということもあるわけですけれども、そういうところをどういうふうにするかというところで今まで今度の制度が踏み込んでるかなというと、私はそうは思えないところがあるんです。

それで、極め付きは、この反省あつてのことだと思うんですけど、これちょっと古い話で、それを基に反省したといふうにおっしゃるのは分かっていても、あえて嫌み半分で言わせていただきますれば、山田さんという全国知事会会長が冒頭の挨拶で、自民党政権のときの委員構成と今回の集中検討会議の委員構成を見ますと、どちらも学識経験者、経済界、労働界、そしてNPOを主体とするそうした方の代表者が出ておられると、一つだけ除かれたものがありまして、それは地方公共団体の委員でありますと。

こういうのが出ておるわけですが、こういう引き継ぎは、川端大臣、お耳に入っていますか。

○国務大臣(川端達夫君) 今の経過だと、そういうことの議事録を私も読みましたけれども、実

情として申し上げますと、そういう中で、その間から含めて、先ほどおっしゃいました、国と地方が社会保障をどういう責任で支えているのかといふ議論に発展をしていくつて、そして結果として、実情を調べるということから、現実的に今、何を行きましたので、その部分は私は実のある議論がちゃんとできただと思ひますけれども、そういうことが、議論があつたことは私も聞きました。

○山崎力君 申し訳ない言い方をすれば、最初の段階でそこまで思い及ばなかつた政権だつたといふ、これ古傷はやっぱり持つていただかないといけないわけで、そこのところで質問させていたいのは、お金のとくか、税収といいますだけたいのは、お金のとくか、税収といいますか、財政力の少ない自治体とそうでない自治体、その差で、本来であれば社会保障といふのは差があつちやいけないんですけど、これはどうしたつて出ざるを得ないわけですよ。余裕のあるところは、あるいは余裕がなくとも、その政治的な部分で子ども・子育て支援をしましよう。

単独事業としてやつてあるところもある、やりたくともやれないところもある。その辺のところをどうやっていくかというのはこれ本当に難しい問題だし、交付税措置でそこまでやれるのかという問題は当然あるわけですし、ただ、今度の消費税の値上げに関して見れば、そのところにかかるわづてくる部分はどうしたつて結果的には出てくるわけですね。その辺の発信が全然というほど聞こえてこない。

だから、今度の改正で具体的にうちの村には、町にはどういう形でこの制度が出てくるんだろうと、影響してくるんだろうということを、もちろん町村長会とかそういうところでは議論されてるかもしぬませんけれども、現場にはまだまだ下りてきてないし、理解も進んでいない、不安が残つてゐる。その辺のところについてどういう

日程感でこれからこの問題、地方のそれぞれの現場に下ろしていく予定なのか。ちょっとこれは質問告していかなかつたんですが、日程感、これがかなりの予定というものが分かれば教えていただま

せんか。

○国務大臣(川端達夫君) 法案審議中ということで一定の限界があるんでございますが、最終的にはこの社会保障の充実として二・七兆円程度ということが今度新たに一%分ということでありまして、これに伴つて地方負担についても一定程度増加するということになります。

具体的な充実の内容は更に検討していくことにありますけれども、あえて現行の国、地方の負担割合等を参考にして試算してみると、国が一・八五兆円に対して地方は〇・八五兆円程度になると、いうことであります。こういう地方の負担増が具体的にどうなつていくのかといふことも含め、これは当然予算編成のときにはしっかりとさせなければいけない、これが一番大きな日程感としてはもうそれがリミットでございます。そこで

は、その総額は地方財政計画に適切に反映するといふこと、そして、どういう項目をどうするかといふの入方法についても十分検討して適切に算定していく方法についても十分検討して適切に算定していくふうに思つております。

○山崎力君 そこで、要望ですけれども、これはそれぞれ市町村、統治能力というと言葉硬くなりますが、それでも、差があるのも現実です。よくやつてあるところもあれば、どうしても問題があると言わざるを得ないところもある。それをまとめて面倒見なきやならぬというのが総務省の役割で、そんなひどいところに国の予算を使つていいのかというのが財務省のあれで、お二人ともそここのところのちゃんちゃんばらばらはもう何十年來の争いを引き継いで来年度の予算編成に当たると思いますが、今回の社会保障といふものの考え方を是非御理解した上で地方の現場に違和感のない形でやつていただきようを要望したいと思います。

そこで質問なんですが、これは民主党の、何と

いうかな、スローガン主義というか、そういうところもあるんですけど、我々は地方分権と言つていたんですけれども、地域主権という言葉使われました。その中で、今回の案における引上げ分の消費税収の地方分について、これは全部社会保障に使うんだと、こういうふうに言つておられる。それはそれで、現実はそうかもしない。しかし、本来の趣旨からいふたら、地域主権の趣旨からいふたら、自由にその地域の考え方に基づいて何に使うかというのが、それが地域主権の基本的な考え方ぢやないですか。それに反しませんか。この制度は、今回の制度は、いかがでしょう。

○国務大臣(川端達夫君) 今回は国、地方を通じて、社会保障の安定財源の確保ということを中心にして、財政の健全化ということで、こういう消費税の改正をお願いをしているところでありますけれども、先生がおっしゃるように、地域主権改革を進めると、いう基本的な理念でいえば、地方団体の財政運営の自由度を可能な限り高めていくと、そして使途は限定しない形で地方税の充実強化を図るというものがこれ大原則であるというふうに思つております。こうした考え方があつて、これまで地方団体といろいろ意見交換する中でもしばしば地方関係団体からは地方消費税の充実を含む地方の一般財源の確保などを求める意見が述べられておりました。こうした考へ方があつて、これまでも、先ほど山田会長のお話ありましたけれども、そのことは事実であります。これが私は基本だと思いますけれども、差があるのも現実です。よくやつてあるところもあれば、どうしても問題があると言わざるを得ないところもある。それをまとめて面倒見なきやならぬというのが総務省の役割で、そんなひどいところに国の予算を使つていいのかというのが財務省のあれで、お二人ともそここのところのちゃんちゃんばらばらはもう何十年來の争いを引き継いで来年度の予算編成に当たると思いますが、今回の社会保障といふものの考え方を是非御理解した上で地方の現場に違和感のない形でやつていただきようを要望したいと思います。

そこで質問なんですが、これは民主党の、何と

そういう意味で、今回の改革の趣旨、それから地方分の消費税収の社会保障財源化については、国と地方の協議の場などを通じて、地方団体に対して、今回はこういう背景だからといふことで十分説明をする中で御理解を得るべく努力をしてまつたところでございますが、法案成立後の運用に当たつても、地方団体の意見も踏まえて、地方団体の自主性、自立性にも十分配慮しながら対処してまいらなければならぬと思つております。

○山崎力君 総務大臣、そういうことなんですが、

もし財務大臣、反論があればと。これはやばですか、聞くのは。

○国務大臣 安住淳君

余り正直に言うと大したこと

になりますので。ただ、やっぱり地方も頑張って自分たちで税金をしつかり、アメリカとは言いませんけれども、なつかか難

たれども、それだけれども、そしてマスク等はその明るい、何というんだろう、ともしごとしてそういう人たちを取り上げるだけれども、なかなか難

しい。それで、地方自治といいますか、そつちの方を言つておられる方からすれば、頑張っている、大阪などひどいものですよ。あれでやつていて、頑張っていると言つていて、交付税ちゃんともらつてあるんですからね。

そういうのが現状だということに対し、もう少し、何というのかな、現実に即した形の物言いをしていただきないと、とにかく選挙向けとは言いませんけど、国民の理解を深めると言ひなが

ら、全部これは、今度の消費税アップ分は社会保障に使いますと、こう言いつつも、自分たちの言つてた柱の一つと矛盾していることをあえてというか、気が付いてるのか気が付いていないかも分からぬ；指摘されるまでは頼かぶりしておく、この姿勢がちょっと私は納得いかないということをあえて苦言の形で申し上げておきたいと思います。

○山崎力君

この問題をやるともう時間が何分

あつても足りない問題で、ただ、今の大臣の話を

すると、本当、地方の長さん、議員さんは、名

目どうでもいいと言つて、額増やしてくれ

と。補助金でもいい、自主財源なんでもうどうし

ようもないんだ、雇用がないんだ、人が減つてい

るんだ。自分たち地元の事情を知つておるから

何とかそこで頑張つてというけど、地元の事情を

知つておるから悲観的になるんだという人がいる

んですよ。

私の個人の経験からすると、二十数年前、青森

に帰つて県内を回つたときの知り合いの町村長さ

んのお宅で、現在、人が住んでいないところが

知つておるだけ四軒から五軒あります。無人の

家で、合併前も含めてですけれどもね。そういう

ところを考えてみて、そういうことをやつてい

くと、本当に、地方、特に郡部と言われておるところの救済といいますか再生策は、言うはやすく

行うは難しで、本当に頑張つておる方もいらっ

うであります、その電子カルテ一つ取つても、若い方はいらっしゃるけれども、いつまで丸めるんですか、診療報酬に。もう専門家の方たちがいろいろ質問しているから細かいことは言いませんけれども、内

科、外科、産科、そういう科目ごとに、それに即した診療報酬なんて、アップなんて普通はできないというのは目に見えています。それを大ざつぱに丸めて、その中に加え、それで最初のうちはまあまあやつていたのが、診療報酬改定でそこどころが抜きで改定されて、ぎやつというふうになつて、頭に来たというお医者さんがいることも御承知でしょう、大臣。

そういった中で、今回の八%というものに対し

て、私は制度論からいつて、医療に消費税を持ち込むいい機会だと思ってます。これ、八%抜きにして一〇%行つたとき、普通税率その他でやる

という手もありますけれども、やっぱりある程

度、複数税率にしろ何にしろ、患者さん側からこ

れいだから、一〇%までいいよ、だけど

我々の計算からしたらこれ共通項でしよう。何年

もたすか分からぬけど、よほどの経済の好転が

ない限り、一〇%じゃ消費税は収まらない、将

来、十年先、二十年先はという意識からすれば、

いい機会じゃないかというの私が考え方なん

ですが、大臣、お考え、いかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君)

もし必要があれば、また財務大臣からお答えいただければと思います

が、先ほども申し上げたように、今、中央の下に

検証の場を関係者でつくつてますので、そこで

社会保険医療に関する課税の問題についても併せ

て検討をしたいというふうに思います。

○山崎力君 検討してということであれなんです

けれども、それは先ほど同僚委員からの質問で詳

しくなりましたけれども、基本的な税制の考え方

として、今度は財務大臣にお聞きしたいだけれども、今度丸めた形で診療報酬にぶち込む

ことではないかと思つております。

○山崎力君 最後に、厚労大臣、御感想をと言ひ

ます。二十数年前、青森に帰つて県内を回つたときの知り合いの町村長さんのお宅で、現在、人が住んでいないところが知つておるだけ四軒から五軒あります。無人の家で、合併前も含めてですけれどもね。そういうところを考えてみて、そういうことをやつていいくと、本当に、地方、特に郡部と言われておるところの救済といいますか再生策は、言うはやすく行うは難しで、本当に頑張つておる方もいらっ

しゃるんだけれども、そしてマスク等はその明るい、何というんだろう、ともしごとしてそういう人たちを取り上げるだけれども、なかなか難

しい。それで、地方自治といいますか、そつちの方を言つておられる方からすれば、頑張つて、大阪なんかひどいものですよ。あれでやつていて、頑張つていて、交付税ちゃんともらつてあるんですからね。

そういうのが現状だということに対して、もう少し、何というのかな、現実に即した形の物言いをしていただきないと、とにかく選挙向けとは言ひませんけど、国民の理解を深めると言いなが

ら、全部これは、今度の消費税アップ分は社会保障に使いますと、こう言いつつも、自分たちの言つてた柱の一つと矛盾していることをあえてというか、気が付いてるのか気が付いていないかも分からぬ；指摘されるまでは頼か

ぶりしておく、この姿勢がちょっと私は納得しないといふことをあえて苦言の形で申し上げておきたいと思います。

最後に、時間の関係でちよつと短くなりました

けど、午前中、同僚議員が、古川委員が質問した

医療費の関係で行きます。

これ、どう考えたつて、五%のときお医者さん

方が、医療は消費という名前にそぐわないという

ので消費税を排除されたのはあれですし、恐らく

実態からいえば、ただでさえ医療事務大変なの

に、ここに消費税のいろんな計算その他の管理が入つてくると大変だと。

そして、さつき言つた電子カルテなるものを確

認つたとき、これ、関係者から聞いただけで確

証は取つていませんけれども、カルテの管理にコ

ンピューターを使う。そのためには、まず鍵の

掛かる、情報保護のためにしなさい、パソコンも

指定されたものにやりなさい、そういうことを

やって、それが嫌気差して辞めた八十過ぎの、

細々とというか、長年やつていたお医者さんで辞

めたという人を私は三人知つていて、個人的

に。紙でカルテを書いていて、そういうのは嫌だ

めたという人は三人います、個人的

に、厚労大臣、御感想をと言ひ

かなか出でてこないと思いますので、私の方から質問は控えさせていただきますけれども、今まではこれ、今度の法律を、消費税という懸案を、上げるという決断をしていただきたいということ、我が党を含めて関係者が本当に現時点での条件の中ですっかりしたといいますか、まあ最低限こいりでは受け入れてもらおうだらうということでした今回の案でございますので、賛成の立場で当然やっているわけすけれども、今日質問させていただいたとおり、肝心の基本的なところをばやかしました、余りにも世間受けがいいようにといふふうに、先ほど来申し上げた点を含めて、何というんでしよう、言わなくていいというか、正直じやない。地域主権についてもですね。そういう形で今回出されているという御党の体質が残っているということだけは明確に指摘させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○石川博崇君 大変な猛暑の中、連日、長時間にわたる御議論、御苦労さまでございます。大臣の方々、また発議者の方々、お疲れかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

公明党的石川博崇でございます。今日は、このようく質問の機会をいただいたことに、まず、冒頭感謝を申し上げたいというふうに思います。

午前中、子ども国會議員の皆様方が、先ほど傍聴にもいらつしやいましたが、昨日、今日と子ども国会が開かれまして、全国から百五十人の選ばれた子ども国會議員の皆様方がきずなというテーマを中心に熱心な議論をされて、先ほど宣言も採択されたというふうに伺っております。

今議論されております社会保障と税の一体改革は、まさにこうした未来を担う、将来を担う子供たちのためにツケを残さない、しっかりと社会保障制度を安定化していくということで大変に重要な制度だというふうに考えております。

私も若手国會議員の一人として、地元に戻つて同世代の方々とこの今の消費税の議論の話をさせていただきますと、同世代の方々の多くの反応

は、やはり将来にツケを残さない、たとえ国民の皆様に不人気な政策であつたとしても中長期的な視点で決めるることをしっかりと決めていく、これでは大変に重要なことだというふうな御意見が大宗からなぞいう印象を受けております。もちろん、批判的な方々もいらっしゃいます。そうした方々にはしっかりと説明責任を果たしていくかなければならぬかと思いますが、そういう若い世代が今この消費税というものをどう考えているのか、社会保障制度をどう考えているのかということを、是非こうした御意見があるということを御認識いただければなぞいうふうに思います。

今、ロンドンでオリンピックが開催されまして、若手アスリートがまさに日本の全国民の期待を一身に背負つて戦っております、ついでに応援もしたくなつて夜も遅くなり寝不足にもなつてしまつて、私もその一人なんでござりますが、ああやつてやっぱり若手が活躍している姿に大変に勇気付けられます。こうした若者がしっかりと将来を担つていけるしっかりととした制度をこの社会保障と税の一体制改革の議論を通じて築いていきたいというふうに考えております。

私ども公明党いたしましては、今回、三党修正協議、そして三党合意に至るまでに、大変に重たい結論を議論の結果下したというふうに感じております。党内の議論の中でも反対意見、多数ございました。いや、大宗だったと言つてもいいかも知れません。

そうした中につつて、やはり二〇〇八年、二〇〇九年の税制改正のときに、自公政権のときにして、いた方針でございましたし、大変遅くなつてしまつましたが、この将来の安定的な社会保障制度を確立していく上では、また少子高齢化社会を乗り切っていく上では、これはもう進めざるを得ない政策であるということで、大変重たい、今野党の立場ではあります、三党の修正協議に応じさせさせていただき、修正合意に応じたということでござります。

もずっと説明を続けていただいておりました。やはり政党というのには、国民の民意を集約する機能、そしてけんけんがくがくの議論を行つた上で、その集約した意見、議論について結論を一度下したからには、その結論について責任を持つて国民の皆様に説明をしていく。これが政党の果たすべき意見集約の機能として、今のこの民主主義の社会の中で大変重要な機能を担つているというふうに私はまだ新人の議員でございますが、政党の重要性というものをお非常に強く感じているところでございます。

そういう観点からいいますと、申し訳ございませんが、今の政権与党であられる民主党の対応について不満を申し上げざるを得ない状況であると私は感じております。

特に、この社会保障と税の一体改革、今でこそ政権与党の皆様方、もう先送りできない待ったなしの課題であるということを、野田総理も政治生命を懸けてやらなければいけないということをおっしゃっておられるわけですけれども、これまでの御対応を見てまいりますと、二〇〇八年の税制改正、そして二〇〇九年度の税制改正のときにも民主党として反対を投じられて、岡田副総理おられますし、また安住財務大臣もおられますすが、皆さんんは、消費税を含む税制の抜本改革には反対の立場であられたわけでございます。そして政権交代が起り、その後、鳩山内閣ではこの議論は完全に放置されてきて、一切手付かずの状況であったと。これによってこの期間の鳩山内閣は一年でございましたが、社会保障・税の一体改革の議論が非常に遅れてしまった。菅内閣になりましてから、与謝野大臣を招き入れられて議論が進み始めたわけでございますが、やつと民主党政権になられて三年目になつて今この状態になつていると。

非常に時間が掛かつてしまつた、あるいは鳩山内閣当时に一切手を付けてこなかつたこれまでの民主党政権の在り方について、岡田副総理などのように感じいらっしゃるか、是非御答弁をお願い

○國務大臣(岡田克也君) まず、今質問にお答えする前に、今、この社会保障・税一体改革の必要性について、御党も支持をしていた。だく方々あるいは国民の皆さんに対しても説明をしておられることがありますと敬意を表したいと思います。我が党も同様に、今懸命に説明をしておりまして、最近の調査によりますと、民主党支持者の中では社会保障・税一体改革に対する理解が大分広がつてきただように思います。ただ、まだまだ反対しておられる方もいる。もっと真剣に、特に我々は与党ですから、正面から向き合つて、そして多くの反対の方々に対してもそれを説明をする責任が我々にあるというふうに思つております。

そこで、御質問にお答えいたしますと、我々は二〇〇九年のマニフェストで社会保障・税一体改革について何か触れたということはございません。もちろん、消費税、反対するとマニフェストに書いたわけではありませんが、四年間は上げないということも申し上げたわけで、そういう意味では、我々、政権交代してまずやらなければいけない仕事、その中にこの社会保障・税一体改革というものは入つていなかつたということあります。

そういう中で、鳩山政権はこの問題について取りかからなかつたというのは、ある意味では当然のことだというふうに私は思います。ただ、そういう中で、普さんが総理になられました。その前、財務大臣のときにギリシャ危機が顕在化してヨーロッパの経済危機が本格化した、そういう中で非常に危機感を持つて、社会保障制度の持続可能性のために、あるいは財政の立て直しのためにも、これはやらなければいけないというふうに菅総理は決断され、そして今御指摘のように、与謝野さんを官僚として据えて本格的な議論を内閣としても始めたと、これが経緯でございます。

その間遅れたじやないかという御批判はもちろん真摯に受け止めますが、我々の二〇〇九年のそとのアジェンダの中には入つていなかつたというこ

とあります。

○石川博崇君 掲げておられたマニフェストの中
に掲げていなかつた、最優先課題ではなかつたと
いう御答弁でございましたが、これはやはり見通
しが甘いというふうに言わざるを得ないのでな
いかというふうに思います。

今いろいろ、この質疑でも御答弁されているとおり、今の日本の少子高齢化の状況というのは、当然、自公政権の時代からもう人口構造を見れば明らかでございますし、社会保障の必要な財源が年々必要になってきて、この状況も明らかな状況であったわけでございます。

日本の予算措置 どういうふうに安定的な財源を確保していくのかという上で、消費税を含む税制の抜本改革というのはもう待ったなしの課題と いうのは、まさに二〇〇九年の時点からそうであつたということを是非、恐らく当時反対された岡田副総理も、本音ではこれは必要な課題だとうふうに思つていらつしやつたのではないかといふうに思います、その辺、いかがございましょうか。

○国務大臣(岡田克也君) 委員、これはやつぱり 戦後初めての本格的な政権交代、これを掲げた選挙だつたわけです。そして、それが実現したこと、やつぱり、国民の期待は、今までのやり方を大きく変えてもらいたいというところにあつたわけですから、我々はそのことにまず取りかかつたということは、それは是非御理解いただきたいと思います。従来のテーマというのは、それはあつたかもせんが、社会保障・税一体改革も重要なテーマであったかもせんが、我々としては、より違う観点で、政権交代の実をしつかり上げるということに専念したということあります。それからもう一つ、私がどうかということですが、そういうことに関して言わせていただくと、私が二〇〇四年の参議院選挙で、将来的な消費税の引上げ、直ちにとは言つておりますが、三%の消費税引上げは避けられないというふうに申し上げます。

上げました。そのときに、私は、もう鮮明に覚えておりますが、野党だけではなくて小泉総理御自身も、野党の民主党は消費税を上げようとしている、誠にけしからぬと言つて、街頭演説でさんざん批判をされました。私は、もしあのときに、野党も言つているけれども、やはり財政の立て直しも重要な課題だからこそこそは考えようというふうに、もし時の小泉総理が判断をされればこれほどに財政がおかしくなることはなかつたというふうに思つて、今でも大変残念に思つてゐるところであります。いろんな事情があるにしろ、あれは一つの私は転機だったのではないかというふうに思つております。

以来、個人的には、私、財政の立て直しということは常に頭の中に置いてまいりましたが、二〇〇九年については、先ほど申し上げましたように、それを超える政権交代という大きな出来事の中で、我々の政策の優先順位というのを決めさせていただいたということをございます。

○石川博崇君 優先順位がここになかつたという中で、政権交代直後の鳩山政権においても何ら手付かずで今ここに至つてしまつたと。今、待つたなしの課題に我々取り組んでいるわけでございますが、当然、二〇一四年の四月から八%ということを考えますと、時期的にももうあと一年半、二年ないわけでございます。これをやはりできる限り早く成立をさせ、国民の皆様方が安心していただける、例えば経済対策であつたり低所得者対策であつたり、もちろん社会保障の全体像であつたり、これは早く作業に取りかからなければならぬい。

そういう中につけて、この法案、一日でも早くやはり採決をするべきというのが政府・与党のお立場であろうかといふうに私は確信をしておりますが、そこはいかがお考えでしようか。

○国務大臣(岡田克也君) 私はこの問題の責任者ですから、一日も早く成立をさせていただきたいと、そういうふうに願つてゐるところであります。

○石川博宗君 もちろん、国会の中でいろいろ御意見もござります。そこは国会の中で時期を決めていくということになりますが、私が申し上げることではまさにこの責任者であられる岡田副総理としては、一日も早く採決をすべきだと、すなわち、お盆前かお盆後かということを期待しているということをございます。

○國務大臣(岡田克也君) これは国会の中で御議論いただくことなので、私が申し上げることではありません。ただ、なるべくできるだけ早くという思いは持っております。

○石川博宗君 なかなか答えにくいのかもしれません、一日も早くやはり上げるべきだという政府の信念を持つたぶれない対応が大事だということを、是非とも強い立場で臨んでいただきたいと思いますし、残念ながら、今、民主党の中から採決を遅らすべきだというような雰囲気が出てきているというのは大変に残念であるということを私は申し上げたいというふうに思います。

続きまして、消費税が二〇一四年四月から、あるいは二〇一五年の十月から上がるということについて、一番懸念を持つておられる方々への対策について質疑をさせていただきたいと思います。

特に、私の地元大阪もそうでございますが、中小企業の大変多い、全国でもやはり事業者の九五%が中小企業でございますし、この消費税が上がることで価格転嫁の問題、表示価格の問題、様々な議論ありますが、中小企業がもう消費税が上がるとやつていけなくなるかもしれないというような懸念を抱いているのは事実でございます。

こうした中小企業の方々に対してしっかりと政
府として、これから補正予算あるいは来年度予算編成の中でこの中小企業対策を万全に取つていく必要があります。いろいろな議論がまだ十分でないということであればそこはもう国会の中でお詫びをしていただくなわけですが、私としては一日も早く成立することを期待しているということです。

と、抜本的な見直しも含めて中小企業政策を取っていくという強い、力強いメッセージを発していただきたいと思いますが、いかがでございましょう、今日は経産政務官。

○大臣政務官(中根康浩君) 石川委員にお答えを申し上げます。

今回の消費税率の引上げによる景気への影響や価格への転嫁については、中小企業者の中に懸念の声も大きくあるということは承知をいたしております。

これは直接の転嫁対策ばかりではありませんが、中小企業対策につきましては、今年度予算において、復旧復興経費を含めて前年度比で約千四百億円増の総額約三千四百億円を計上し、資金繰り支援を始め技術力の強化や海外展開支援など、中小企業の経営力を強化するための総合的な支援を実施しているところでございます。

引き続き中小企業の声をしっかりと聞いて、消費税引き上げる際の影響も考慮しつつ、万全の中小企業対策を切れ目なく講じてまいりたいと考えております。

○石川博崇君 中小企業対策の中では、例えば金融円滑化法が今年切ることになってしまします。

また、中小企業の方々から大変評価の高いセーフティーネット保証、これもこの上半期で対象事業者これまで一〇〇%でございましたが、対象事業者を狭めるというマイナス要因がこれから先続いている中で消費税増税を迎えるわけないという中にあります。特に融資を借りるに当たつては、やはり二年後、三年後の景況を見ながらそれぞれ業者の方々判断をされるわけでございます。

これから一四年四月、もう一年ちょっとで来る、あるいは一五年十月というところを見越して今融資を受けようかどうかと悩んでいらっしゃる方々に対してそのセーフティーネット保証の幅を狭めると、この九月末で狭めるというのは是非それを見直すことも含めて考えていただければです。

いうふうに思いますが、この辺いかがでございま
何う。

○大臣政務官（中根康浩君） セーフティーネット
保証五号についてお答えを申し上げます。

本年三月に、平成二十四年度上半期は引き続き原則全業種指定の運用を継続をする、個別の中小

平成二十四年度の下半期の指定業種について
は、きめ細かく業況を見た上で判断をしてまいり
たいと思っております。
う、業況調査を実施する業所管部局、個別中小企
業者の業種を判断する市区町村等に対して十分な
周知を図ることを決定をしたところでございま
す。

○石川博崇君 今政務官もつともらしくおっしゃられましたが、要は、上半期で一〇〇%対象で

あつた業種を絞ってきめ細かくとおっしゃいますけれども、現在業況がいい数字が出ているところについてはもう対象にしないということを今決めていらっしゃるわけでござりますよね。

ただ、今、仮に景気が復興需要なんかもあって良くなっているかもしれないとしても、二〇一四年四月あるいは二〇一五年の十月の駆け込み需要やその後の反動なんかを考えて、やはり非常にもう少し不安感を持つていらっしゃる企業の方々もたくさんあります。

○大臣政務官(中根康浩君) 改めてお答えを申し上げます。
絞るということを今の段階で決めているわけではありません。まさに、先ほど申し上げましたように、きめ細かく業況を調査をし、判断をしてまいりたいということでございます。

○石川博崇君 是非、業況判断、調査の段階では、二年後、三年後の状況も含めた今この社会保障と税の一體改革の議論をしているわけですので、そうした消費税が上がる段階でどうかということをどう感じておられるか、そこも含めて丁寧に調査をしていただければというふうに思います。

また、続きまして、中小企業の方々の中で特にやはりこの消費税増税に対し懸念を抱いていらっしゃるのが商店街の方々でございます。消費に対する悪影響が出るということで、駆け込み需要のときは若干上がるかもしれないけれども、その後の反動でもうもたないというお声を商店街を歩きますと大変たくさん伺います。

平成元年に消費税を導入した折には、こうした商店街の対策として基金を組んで、商店街振興基金を創設してこの商店街の方々の懸念におこなえをいたしました。今、中小企業府として、こうした商店街に対するこの消費税増税時にしっかりと商店街の方々が心配しなくていいような対策、取られていくんでしょうか。

○大臣政務官(中根康浩君) 今回の消費税率の引上げによる景気への影響や価格への転嫁については、商店街を構成する中小商業者の中には懸念の声もあるということは十分承知をしております。

先生御指摘のように、消費税導入当时には、消費税の適正かつ円滑な転嫁を促し、商店街の発展に寄与することを目的として商店街振興基金を造成するほか、様々な対策を講じてまいりました。商店街は、小売業全体の年間販売額及び従業員数の約四割を占めるとともに、地域コミュニティーの担い手として地域経済を支える役割を果たしております。このような商店街を構成する中小商業者が消費税分を価格に転嫁しやすい環境を整備していくことは重要な課題であり、これまでの消費税の導入時、引上げ時を上回る十分な転嫁対策を実施すべく、具体策の検討を進めていくという考え方でございます。

図るというのは当然大事なことで、これまた後でやりますけれども、しかし、価格転嫁を円滑に図るということは、消費者から見ると値段が上昇するということなので、消費意欲が減退してしまうことになるわけです。そうした部分も含めて、しっかりと商店街の方々への対策を取つていただくということが大事なんだというふうに思つてお

中長期的にはもちろん、これまで様々な質疑がありましたとおり、社会保障を安定化させ、そして貯蓄から消費に回していく中で経済活性化ということが図られることは私も期待したいというふうに思っておりますが、ただ、いかんせんやつぱり短期的には、先ほどから何回も申し上げていますとおり、駆け込み需要、そしてその後の落ち込みということが非常に心配されるわけでございます。

ながらというのはある意味当然の話でございまして、この消費税増税に従つて駆け込み需要が発生し、そしてその後の反動があるということはもう今から想定できる話でございますので、このとき何をするかということを是非政府を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思います。それから、先ほど来何度か話が出ておりますが、価格転嫁対策を何としてもこれ円滑に、また適正に行っていただくことが非常に重要でございます。今回の法案においても、独禁法あるいは下請法の法制上の措置を検討するというような条項も盛り込まれておりますが、実際、現場ではやはりこの価格転嫁を万全に実施するというのは、現実問題、相当難しいものがあるというふうに感じております。

そういう中で、中小企業の事業者の方々の状況、価格転嫁が円滑に行われているかどうかといふ状況をしっかりと確認をしていただく。転嫁Gメンというようなないわゆる話もありますが、人員の強化ももちろんやつていただき必要がありますけれども、公取あるいは中小企業庁だけではやっぱりなかなか人員の面から、マンパワーの面からでも、全国津々浦々の中小企業業者の方々の状況を把握するというのは難しいものがあると思いますので、例えば、各地域地域にあります税務署や各県の労働局あるいは経済産業局、さらには地方自治体、こういった、もう政府、各自治体を挙げての取組が不可欠であろうかと思います。

この辺についての御決意を是非、検討本部長であられます岡田副総理、よろしくお願ひします。

○國務大臣(岡田克也君) 転嫁対策の重要性については、委員御指摘のとおりであります。そして、これは直接の担当官庁である公正取引委員会や中小企業庁、独禁法や下請法、所管しておりますが、そこだけでは駄目だということでありま

一つは、そういうふたつ公取や中小企業庁がしっかりと情報を集められる体制をつくる、そういう意味でGメンの話が出てきているわけです。が、同時に、それぞれの所管業種について独禁法や下請法に違反すると思われる事例に接した場合における公正取引委員会への通報窓口を関係省庁に設置をして、効果的な情報の入手に努めることができ、もうそういう体制をしっかりとつくりいかなければならない。

委員は地方自治体ということも言われました。が、そういううせつかくの御示唆でありますので、そういうことも含めてここは万全の対策を講じていかなければなりません。

消費税のこの引上げ、これ二回に分かれておりますので、回目のときにうまくいかないと、次の二〇に対するときにこれ円滑にできないということもなりかねませんので、しっかりと、従来に比べてはるかに手厚い、そういう対策を講じていきたいというふうに考えております。

○石川博君 是非とも、この点は非常に重要な点でございますので、よろしくお願ひいたします。

と同時に、やはり重要になつてしまいりますのが、今回、二回にわたつて上がるということで、価格表示の在り方をどうするのかと。これも同じく検討本部の中で検討されておりますが、御案内とのおり、この消費税につきましては平成十六年の四月から総額表示方式になつております。それまで統一されていなかつた内税にするのか外税にするのか、本体価格と税というのを別表記にするのかというものがばらばらであつた中で、消費者の側からすると、やはり実際幾ら自分が払わなきやいけないのかということが分かつた方がいいということで、平成十六年の四月から総額、消費者が支払う方の額を必ず明記するということが義務付けられているわけございます。

これは、二〇一四年の四月の時点、二〇一五年十月の時点で二段階上げしていく中で、引き続き総額表示方式ということを義務付けるとすると、二

回この表示を変えなきやいかない。それに係る「ストも掛かつてしまう」ということで、この結論を早く出していただきたいというふうに考えております。

これまで政府の議論を拝見させていただきますと、二月にお示しになられた一体改革の大綱では、この今やっている総額表示の義務付けを基本とするというふうに明記されておられました。しかししながら、今回、元々三月に閣議決定された法案では、この総額表示の義務付けを基本とするという部分が削除されております。

その後、民主党内の検討ワーキングチームで出されたペーパーでは、総額表示方式の維持が望ましいというふうに、今度また総額表示方式を出された上で、今現在、検討本部で出されています中間取りまとめでは結論が出ていないという、ぶれにぶれているという状況でございまして、これ実際現場でどうなるのかということに対する非常に不安の声が上がっております。

これがぶれにぶれているという状況は、まさにいろんな御意見があるという表れかとも思いますけれども、これ早く決めていただきないと、平成十六年に総額表示方式が決定したときも、これやっぱり周知徹底期間を相当長く取らないと、実際にその価格の表示、バーコードのシステムの変更も相当時間が掛かります。二〇一四年の四月ということを、もう一年ちょっとで来るということを考えれば、早く決めて早く周知徹底していただくことが必要かと思いますが、本部長、副総理、いかがでしようか。

○國務大臣(岡田克也君) 今委員御指摘の総額表示の話、それからもう一つは表示カルテルの話というのがございます。

総額表示につきましては、御指摘のように、先般政府の検討本部で取りまとめました中間整理においては、消費税率の引上げが段階的に実施されるため、事業者における値札の張り替え作業などの事務負担が増大することにも配慮し、書籍などにおける例などを参考に、消費者に最終的な支払

額を誤認させないための代替的な措置を講じておられるというふうにしたところであります。この書籍における例というのは、書籍本体には本体価格で幾ら、例えば千円なら千円プラス税というふうに書いてありますし、書籍に挟んである短冊には具体的な額を総額で書くと、こういうことでございます。

それからもう一つ、カルテルの話がございまして、いわゆる表示カルテルにつきましては、これも必要に応じて独禁法の適用除外とするための法的措置を検討するという方針を示しているところでございます。

政府いたしましては、各省庁を通じて事業者の要望を的確に把握し、各事業者の業態の特性に応じた弾力的運用の具体的方法について整理を行ないたいと考えております。総額表示義務違反にならない事例をまとめたガイドラインあるいは事例集などを作成して周知徹底を行うことにより、事業者の税率引上げ時に値札の入替えなどを円滑に行えるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと、いうふうに考えております。

総額表示といふことが原則ではありますが、その表示の仕方について、消費税引上げ時には、その前後には弾力的に運用することで手間を省き、混乱を防ぎたいということでございます。

○石川博崇君 今、中間取りまとめということで検討本部で出されておりますけれども、最終結論を早く出していただきたいということを切にお願いをしたいというふうに思います。

以上が中小企業の方々が抱えていらっしゃる御不安に関する質問でございました。

続きまして、私は公明党におきまして学生局という組織に所属させていただいておりまして、様々な青年雇用対策、現場なんか行かせていただきながら取り組ませていただいております。昨年方も、公明党の青年委員会として全国で青年層の方々、学生の方々、中小企業の方々に対するアンケート調査を行つて、現場の様々なミスマッチ、

よく言われる話でございますが、学生と中小企業の間の求人情報がリンクしていないという問題ですとか、あるいはハローワークであつせんする職業訓練の内容と中小企業自身が実際に求めている人材像、技術というものがリンクしていない、そういうふた様々なミスマッチがございます。そうした解消を、昨年末、政府にも提言をさせていただきました。

今、政府におきましては、若年雇用戦略というものを取りまとめていて、これから具体策に結び付けて、この若年雇用戦略も様々な御批判が出ているようでございますが、しっかりと青年雇用、今は大変厳しい状況が引き続き続いているのは現実でございます、取り組んでいただきたいと、いうふうに思つておりますが、残念ながら、今の社会保障と税の一体改革、柱としては入れていただいているんですけれども、具対策をどうするのかということが一向にない状況でございます。

消費税を充てろとは申しませんけれども、予算措置あるいは様々な措置をやはり厚労大臣、先頭を切つて組んでいただきたいというふうに思いますが、この点の今のお考えといいますか御所見等ありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○國務大臣(小宮山洋子君) 若者のためのいい御提言をいただきまして、ありがとうございます。

現状は、この春、新卒者の内定状況を見ましても大変厳しい状況ではありますけれども、高校、大学共に前年を上回ってはいます。ただ、フリーターの数が百七十六万人と大変多いので、ここに對してしつかり対応を取っていくことが、これは労働界、経済界、なるべく連携を取つて、省庁縦割りでなく、そこを取り組みたないと思っています。

新卒者に対しましては、今、全国の新卒応援ハローワークなどでジョブサポーターがきめ細かに相談に応じる、職業紹介をするということをしていますし、フリーターなどに対しては、ハロー

得力のある、八%のときからやることについてのそれこそデメリット、メリットもありますし、一〇%からのメリット、デメリットもありますが、やはり八%のときから導入しないと、じゃ一〇%のときからまたシステムを変えて、周知徹底も含めてやつていくと。八%から一〇%のすき間の期間も一年ちょっととしかないわけでして、そしたらことも考えると、やはりこれはもう導入するんであれば様々なメリット、デメリット周知していただいて、提示していただきて、議論もした上で導入する、仮に導入するんであれば八%のときからやるということの方が事務コストとか考えれば望ましいんではないかというふうに思いますが、財務大臣　いかがでございましょうか。

○國務大臣(安住淳君)　御指摘は、一〇%に上がつてしまふと基準税率が一〇パーのところから下げる方の方が大変であろうと。むしろ八度スタートして八のまま据え置くとか五のまま据え置いた方が分かりやすいしということだと思います。

ただ問題は、やっぱり石川さんおつしやるようになります時間との問題と、早い段階でのコンセンサスを得られるかということだと思います。様々な業界団体がかかわってきますので、その中で、我々政府もそうですが、与野党とも、本当にコンセンサスを得られるような結論が出られるかどうかということだと思いますので、実務的にも複数税率に仮になるとすれば、御指摘のように、やはりインボイスというものの制度設計もやっぱり必要になつてこようと思います。

ですから、そういうことを考えると、やっぱり時間的には非常に慌ただしいし、大変なんですが、しかし、私は、申し上げているように、八%から全くこれを排除するものではございませんので、早急に欧米における、どういうことをしているのかを財務省としてしっかりと調べて、その中で制度設計も含めて、もしやるとすれば急いでやらせていただきたいと思います。

○石川博志君 是非よろしくお願ひいたします。
時間もあれば、最後に被災地への特例について御質問させていただきたいというふうに思
います。
安住大臣、宮城の御出身でござりますし、被災地への思い入れ、人一倍強いといふうに考えて
おります。この消費税が上がる段階が復興住宅への移転時期とも重なるという状況もございます。
是非、これは強く進めていただきたいというふうに思います、あくまでもやはり被災地の二一
を踏まえた対応というものをしていただか必要があると思います。
復興大臣、簡潔に被災地からどういう二一ズが
あるか教えていただけますでしょうか。
○委員長(高橋千秋君) 平野復興大臣。時間が
迫っておりますので、簡潔にお願いします。
○國務大臣(平野達男君) 今、石川委員から御指
摘がございましたように、消費税の上げる時期と
住宅の再建時期が重なるということで、被災者が
住宅の取得に当たつて消費税を上げられるとい
うことにつきましては大きな不安を持つていてい
う声が多々寄せられております。このことについ
ては、総理からも被災地における住宅の問題に配
慮するよう指示がございまして、いずれのこと
については、財務大臣等とも連携しながら、しか
るべき対応が必要だというふうに思つております
す。
○石川博志君 以上で終わります。どうもありが
とうございました。
○姫井由美子君 国民の生活が第一の姫井由美子
です。
私も、今朝、この委員会が始まる前、十時十分
まで子ども国会を傍聴してまいりました。きずな
ということをテーマに、各委員会からきずなにつ
いての報告を聞かせていただきました。その報告
を聞いて、先ほどの石川委員とは全く違う感想を
私は持ちました。特に、きずな日の日というのをつ
くるという提案には傍聴を含む多くの出席者がう
なずいておりましたけれども、つまりは、一日も

早く被災地、被災者の復興、そして私たちはどうやつて助けていくか、そこから日本の再生をどうするかということではなかつたかと思いました。また、昨日はこの国会周辺を、大きなアクションがありました、国会大包围網といいまして、約一万五千人ぐらいの人たちが大規模な集会でこの国会を取り囲むという反原発の集会がありまして、実は岡山でも、昨日はこの七月二十九日の集会に合わせまして岡山デモということで初めての集会が行われました。私はそこのデモに参加をして、その後、この大包围に参加をしてまいりましたけれども、長野県の中川村の村長さんが、あるいは被災地の方々から、本当に衝撃的なといいますか辛辣な、何とかしてほしいという訴えがあり、心を打ちました。

代だと私は思つております。だとすれば、マニフェストで掲げていないことをするときには改めて国民に信を問う必要があるのではないでしようか、まずお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(岡田克也君) まず、委員先ほど言われた、被災地のことが先ではないかと。

被災地に対してもうこれはでき得る限りのことを行ななければいけない、これはこの野田政権の意思であります。しかし、それが先で消費税を今上げるのはおかしいと。被災地にもいろいろな御意見あることは承知しております。例えば宮城県知事は、消費税増税は是非やつてもらいたいということを明確に言われているわけであります。ですから、いろんな意見があるということは申し上げておきたいというふうに思います。一つの声ではありません。私が仙台やあるいはいわきでの対話集会開いたときにも、もちろん被災地のことが先ではないかという御意見も確かにありました、アンケートの中にもありました。しかし、これは是非これはこれで進めてもらいたいという強い御意見があつたことも事実でございます。

そして、二〇〇九年のときには確かに我々はマニフェストには社会保障・税一体改革について触れておりません。基本的には触れておりません。しかし、菅さんがよく言われるんですが、菅前総理が言われるんですが、財務大臣のときにギリシャ危機、これは二〇〇九年のギリシャの政権交代に端を発しているわけであります。そして、そこから広がつたヨーロッパの経済危機、今も続いております。そういう中でこれは先送りでございません問題だというふうに菅総理は判断をして与謝野さんを招いて、そして政府の中で議論を始めたわけであります。

私は、そのことにもう一つ加えて、先ほどの東日本大震災、既に十八兆円の税投入をした、これからも更に必要だと私は思います。しかし他方で、それは二十五年掛けて所得税の増税で賄つていくとはいえ、当面国債の発行が増えることは間違ひありません。やっぱりそれはいつまでも放置であります。

できない問題だと私は判断いたしております

つまり、二〇〇九年のときになかつた新しい事態、大きな事態が生じたときに、それにもかかわらずマニフェストに書いていないからやらないんだというのは、私は与党として無責任な行動であるというふうに考えて いるところであります。

大事なことは、あとは有権者の皆さんにそのことをいかに正面から真摯に説明をして御理解をいただくかということだと思います。最近の数字を見ると、理解できないという方と理解できるという方いすれもいろいろあるわけですが、次第に民主党の支持者の中には理解するという声が強まってきているというふうに私は思つております。

○**姫井由美子君** 与党としてと言われましたけれども、一人一人の良心を持つ政治家の集まりの党として私は筋を通してほしいということをお願いして訴えているわけです。

皆公私での話と出でます。こなげじら、ありつけ

菅総理の話を出されましたが、それともおのとおもに議院選挙は負けたじゃないですか。だとしたら、やるべきではなかつたんじゃないでしょうか。か。そして、しかも今、宮城県知事は賛成している。それだけ自信があるなら解散・総選挙で国民党に信を問えばいいんじやないでしようか。

かつて中曾根元総理が最初にこの消費税、シャウブ勧告以来の抜本的な税制改革ということで消費税を導入する前に、一九八六年、その総選挙の前に、国民党も党員も反対している大型間接税はしないと言つて選挙をし、そしてその後、選挙をした後にその抜本的な税制改革に踏み出しました。つまり、うそをついて、うそをついて選挙をして、その後始めたということです。

私たち、私たちじゃないですね、私はもう党を離れましたけど、民主党はいつから自民党的ようなやり方をするようになったのでしょうか。私は、本当に自信があるなら国民党に信を問えばいいんではないですか。そして菅総理が言つた選挙で負けたとということをお考験なのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○國務大臣(岡田克也君) 参議院選舉敗北の理由は、いろいろ分析はあるでしょう。言い方が非常に誤解を招いたということもあったのではないかと私は思っています。もつと信念に基づいてはつきり言われたら、私は違う結果になつたんじゃないかというふうに思つております。その日のうちに若干こういう表現が変わつたような印象を与えたことが、私は大きな痛手になつたんやないかななどいうふうに思つてゐるところであります。

いずれにしても、あと我々の任期は一年ですから、どこかで選挙はしなければいけないわけですね。そのときに国民の皆さんのお盆前までにとことどあります。与党である限り、逃げずにしっかりと説明していくかといふうに思つています。

○姫井由美子君 先ほど、一日も早くといふうに言われましたし、もしかするとお盆前までにとも言われましたが、でしたら、今すぐ国民に信を問わなければ間に合わぬぢやないんでしょうか。

先ほど、菅元総理が若干意見がぐらついたので国民がそれを支持しなかつたといふうな言い方をされましたけれども、元々党内でこの問題について一度もしつかりと根本的に討議をしてなかつた問題について、選挙が始まると直前にそれを出されて、しかも、選挙で負けたということの責任を全く取つてない方々が更にそのままこの消費税増税を推し進めようとしていく。これは、国民はどう考へても理解できないと思うんですが、いかがでしようか。

○國務大臣(岡田克也君) 具体的に何を言つているのかよく分からんんですねが、いざれにして、そのときは姫井さんも民主党の議員であつたし、そういう意味では責任を免れるものではないし、そしてその後代表選挙もやつてあるわけであります。そういったことを踏まえて、一方的に何か物を言われることは私は非常に違和感を感じているところでございます。

○姫井由美子君 代表選挙では消費税増税を言わ

副総理も申し上げましたように衆参共々に選挙があるのですから、そういう中で審判もまた受けたいと思います。

○姫由美子君 今、公平、透明、納得と言われましたけれども、直接税から間接税が入り、どうも本当に公平なのか透明なのか納得できない部分があるかと思いますが、現行の税制は、この直間比率の問題、また税の負担感を含めて、本当に公平で透明で納得いくものになつてているのか。この直間比率の問題と、それから消費税導入後、この変化後も踏まえて、この三つの原則がそのまま生かされているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(古谷一之君) お答えを申し上げます。

平成元年に消費税が導入されまして以降の税体系の変化について、私の方から説明をさせていただきます。

まず、御指摘がございました直間比率でございますが、消費税が導入された前の昭和五十三年度の税収、国税、地方税合わせまして、直接税が七八%、間接税が二二%でございました。これが現在、平成二十四年度の予算では、直接税が六九%、間接税が三一%となつておりますし、達観して申し上げますと、直間比率が八対二であったものが七対三に変化をして、間接税のウエートが大きくなつております。

それから、内容について申し上げますと、六十三年度、個人所得課税がウエートとして三二%、それから資産課税が一六%、それから法人課税が三四%、それから消費課税が一八%でございました。これが現在では、個人所得課税が三三%、それから資産課税が一六%、それから法人課税が二〇%、消費課税が三三%ということで、この間、個人所得税や法人税減税等いろいろございましたが、六十三年度とこの二十四年度を比較をいたしますと、法人課税のウエートが下がつて消費課税のウエートが上がつておるということでござります。

れども、昭和六十三年度国税は五十一兆円ほどございましたが、現在四十二兆円でございます。それから、地方税は六十三年度三十兆ほどございましたのが現在三十五兆ということで、六十三年度、ウエートでありますと、国税が六三%、地方税が三七%。現在は国税が五七%，地方税四三%ということで、地方税のウエートの方が大きくなっているというのが現状でございます。

○姫井由美子君 私は、とても公平の原則、そのまま踏襲していると思っておりません。また、この消費税は逆進性の問題が特に認識をされていました。今回、先ほど直間比率のこともありましたけれども、この三党合意の中では、所得税、資産課税について先送りされ、法人税は議論の対象にもならなかつた。この税といふものは、ある意味、富の移転ですね、権力的に富を移転するやり方であり、どの分野に課税するかというのは大変な政策判断、つまり政治的な部分だと思います。

今回、それを、消費税の増税のみが先行し、こういった十分な全体的なバランス、これを見るたまうものこの所得移転機能を著しく無視したやり方はないかということを納得はできないんですけれども、この三党合意でなぜ先送りされたのかを修正案提案者の方からお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(野田毅君) 逆進性の問題についてはいろいろ視点で判断する必要があると思っていましたが、一つは、やはり何といつても歳出構造と歳入構造とのバランスをどう見るかという視点は欠かすことのできないポイントの一つです。

特に、先般も申し上げたんですが、今世紀に入つて高額療養費の頭打ち制度ということが非常に大きく歳出の増加につながつていると申し上げて過言でないと思います。そういうことを含めて、社会保障の経費の増嵩ということは、どちらかと言えば圧倒的にいわゆる所得の低い方々に対する給付を増やすということに傾いているわけですね。それとどういうふうに歳入構造と連動するかというこの視点なしで消費税だけ、單一の消費

税目だけを取つて論ずるというのはいかがなものかということが一つございます。

もう一つは、税全体のバランスの中でどうとらえるかという課題があるわけです。そういう点で、先ほど主税局長からお話をありましたが、かつての極端な高い直間比率といいますか、直接税に偏った税収構造では国際競争の中で一体いかがなものかということがあつて、抜本改革ということで消費税が入つたわけですね。

しかし、昨今の格差の拡大ということを頭に置いて、やはりこの問題は軽んずるわけにいかないということで、麻生内閣当時の所得税改正の附則の中に既にそのことの方向性を明示して、今回の所得税、資産課税の税率構造を見直しをして累進度を高めるという方向性は出しておることはそとのとおりです。

そこから先は、この前どなたかにもお話し申し上げたんですが、具体的な税率の刻みの在り方あるいは控除の在り方について、えいやで決めるわけにはいきません。そういう点で、しっかりと、国民の、納税者の負担に直接大きく影響するテーマでありますので、これらについてはもう少し時間的余裕がある中でしつかりとした責任ある結論を出していかなければ、しかし先送りはしないであります。それで、これらについてはもう少し時間で今回の取りまとめをしたということでありま

す。

○姫井由美子君 今、自民の提案者から伺いましたけれども、民主党の提案者からも伺えないでしょか。

○衆議院議員(古本伸一郎君) お答えいたしました。

民主党政権になつてから政府・与党で、もちろん意思決定のいろんな変遷はございました。これは姫井先生も御案内のとおりでありますけれども、今年度の議論に関しては政府・与党、それぞれ一体となつて議論をしてまいりました。党においては党税制調査会で議論をしてまいりました。

その際に、今おつしやつておられる所得の再分配機能の強化でありますとかあるいは資産の格差の固定化でありますとか、こういつたものを片時には協議が調わぬから細かい議論は先送りとされていますけれども、年少扶養控除の廃止を既に決め、導入してございます。これによって、国税で五千億、そして地方税で四千億の負担増が既に始まつております。言うならば、中高所得層の方に負担をお願いした分を低所得層に再分配するというものはもう既に随分機能しておると思つていて、法人課税も御指摘いたしましたが、御案内のとおり、世界的な競争下の中でこれを四〇パーを三五パーに下げる等々、一方で中小企業については二二パーを一八パーに下げるという租特を更に一五%まで下げる

そういう中で、復興増税、復興税をお願いしたいことで、既に成立をしてござります。

そういう中で、復興増税、復興税をお願いしなきやいけないという、先生御指摘の言うなれば直間比率をきちんと見直していくことなどがかつての元年のときの税制改正の眼目であつたと思うんです、税収中立という意味ですね。ところが、私たちは、今復興を何とかこの二十五年間で所得、法人でお願いしなきやならないという問題を前に私たちはたたずんでいるわけでありまして、その意味では、本当に苦しいですから、所得も間接も共にお願いをしていく中で、何とかこの東日本の震災も含め、社会保障の立て直しも含めやつていきたいということで取り組んでおりますので、恐らく目指すところは何ら先生と変わらないというふうに思つております。

○姫井由美子君 どちらも、この直接税、間接税のバランスが必要であるということを言わされました。だとしたら、なぜこの協議で調わざ先送

りで、しかも自民党の修正案提案者の方からは、今後税率等の問題だと言われましたけれども、つまりは協議が調わぬから細かい議論は先送りとされていますけれども、年少扶養控除はやはり消費税の増税だけを先行するというふうに言わなくても仕方がないのではないかと思います。

そして、前回、消費税の問題では、消費税が一番未収が多い。しかし、安住大臣は、いやいや来年度、翌年には九〇%以上回収できるというふうに言われましたけれども、でもそれで問題が収まるんでしょうか。つまりすぐに払えないといふことは、すぐに払わなくもいい税金ではないはずなんです。半年から一年掛けて回収すると言われておりますけれども、つまり消費税というものは通期若しくは半期ごとに納税するケースが多い。それはなぜかといふと、自転車操業であつて、中小企業は運転資金にどうしても先に使つてしまつたりする。つまり、納稅分をストックしているんだけれども、それを使わざるを得ないという現実の実情をしつかりと把握していただきたいと思います。

翌年にはほぼ回収できるからいいという問題で済ませるのかどうかといふことを私は指摘したのですし、そしてこの中小零細企業が簡易税制で生じた僅かな益税ですね、益税で救われている企業も多いとも言われております。

その益税でけれども、いろいろ見直しをされていると言われました。でも、私が言いたいのは、大企業は価格転嫁ができる、中小零細以下は価格転嫁が厳しい。その中で、その中で一部は益税という救われる部分がある。では、価格転嫁もできない、益税でも救われないという本当の分厚い中間中小企業の方々というものを、私はどういふうに救うのかというのも知りたいと思いま

つまり、本当にこの今の消費税、このまま、このこの現状で増やすだけで公平性が保たれるのかという観点で、この益税についてもう一度お伺い

したいと思います。

○國務大臣(安住淳君) ちよつと直接的な御質問でなかつたんで、私なりにお答えさせていただきますと、私は、この間お話ししたように、九六%強の支払で、督促をして大体一年で九九%台までいきますということで、一年で大体そういう点では収納していただいて、納税していただいていますという事実を申し上げたので、そのことだけまず申し上げておきます。

率を例に多分出されて、益税等が発生すると。まあ、それ先生、今助かるとおつしやいましたが、それは、益税とかはある意味では良くないことでございまして、適正なやっぱり納税と課税をしていただかないと公平性が保てないものですから、そういう意味で、卸から始まる仕入れ率について実態調査をして、その実態調査に基づいて仕入れ率が高い場合には、それは抑えますと。つまり、課税対象額を適正なものにしていくような調査をしていきたいというふうに思つてはいるということです。

それから、価格の転嫁のできないような本当に言わば下請の皆さんとか、そういうことに対して助けられないといけないんじゃないのかということは全くそのとおりだと思つています。これまで二回の引上げをした段階でまあいろいろやつたわけですねけれども、しかし現在に至つてもそうした声がこうした委員会において姫井先生に限らずほかの先生からも寄せられておりますので、これは何度も岡田副総理から答弁させていただいておりましがれども、公取を含め、また法律改正等も含め、かなり強力な体制をしきまして、そうした中小企業の皆さんが言わば割を食うようなことがないようなことをしつかりやっていきたいというふうに思つております。

とができないということで、それが返ってくる仕組みがあるということと、これは輸出企業に限つた統計が出されていないということでしたけれども、ある大学の教授が、いろんなことでそれを換算しておりますと、二〇〇三年度分だけでもその還付金の合計が六千八百億円、そして二〇〇九年でも八千億円に上るうとしている。そして、上位十社であると、一企業が一千七百億円から二千億円、そして一千億円等々と、非常に大きな額の還付金があると。

○委員長(高橋千秋君) 姫井由美子君、時間が来ております。
○姫井由美子君 まだまだ全く疑問が晴れませんので、これからも質問を続けていきたいと思いま
す。
○寺田典城君 どうも、みんなの党の寺田典城でござります。
今日は終わります。ありがとうございました。

念を持たれないような対策というものをしっかりと進めたいと思います。

○委員長(高橋千秋君) 姫井由美子君。時間が来ております。

○姫井由美子君 まだまだ全く疑問が晴れませんので、これからも質問を続けていただきたいと思います。

○寺田典城君 どうも、みんなの党の寺田典城でございます。

私は今日は、代打で出席させていただきました。

私の場合は、総理同席なし、テレビ中継なしが出る役割じゃないのかなと、それでも感謝しながら質問させていただきたいと思います。

それで、通告はしておりませんが、岡田副総理、それから安住財務大臣は秋田県出身の奥さんなんですが、野田毅法案提出者に、今回の消費税につきまして、奥さんは賛成しておりますか。

家族は。

○國務大臣(岡田克也君) 我が家はコミュニケーションちゃんと取つておりますので、賛成しております。

○國務大臣(安住淳君) いや、うちも賛成だし、秋田の実家のおじいちゃんも賛成だと言っています。

○衆議院議員(野田毅君) 随分早くから提唱してきておりますので、大賛成であります。

○寺田典城君 誠に申し訳ないんですけど、家族のことですが、資料の一、見ていただきたいんですけど、私は、これは二〇〇七年の三月十七日の朝日新聞に載つて、その周辺ずっと新聞あちこち出たんですが、「いいの?ダメなの? 子育て新税」ということで、うちの女房は、最初から、聞いたときすぐ反対ですと、反対されました。私は仕事を一筋で子育ては私一人でしてきましたという話もこのとおり出ているんですが、息子はやっぱり政家なんで、何というんですか、むしやむにやしましたような、その点では反対ですというような答弁しているんです。

提案したのか」というと、あの当時、三位一体の改革、小泉改革で、それこそ平成十五年は二十三兆円の交付税があつたものが二十一兆円まで、十六年に一回でやみ討ちに遭つたということで、それが地方自治体からすると、政府との信頼関係というんですか、やみ討ちで掛けられたということですらウマ的になつて、あの当時は物すごく課題になつたんですが。

それは、ちょっと資料二を見ていただければ分かれます、その当時、平成十五年は二十三・九兆円、それから平成十六年、上の方ですね、二十一兆円となつています。一番厳しいときは、私が子育て税出した平成十九年の十七・八兆円、この程度まで交付税が下がっている、約二割減になつてます。現在、リーマン・ショック後、民主党さん、麻生さんのときからぼんぼん上がつていて、現在は十七兆円プラス臨時財政対策債六兆円ぐらいで二十四兆円ぐらいになつていて、このまま行つたら、私は、税と社会保障で二十六兆円ですから、交付税だつてももちろんルールで出しています、それは、プラスアルファで見て、そのほかに臨時財政対策債で見ているんですが、このまま行つたらやつていけないと思うんですよ。税を求める以上は、やはり歳出を減らさなきやならぬだろうと。地方の方は、ある面ではうはうはしているんですよ。良かつたってはつきり言つています。私も地方行政やつてきたものですから。

見ていただければ分かるとおり、一番厳しいときは、経常収支比率が九三・九ぐらいまで、平成十九年、二〇〇七年はみんな市町村併せてそうなつているんですが、現在九〇・五というふうに上がっています。現在はもつと、八八ぐらいまでになつてているんじやないでしょうか。そのぐらい地方財政はある面では回復してきているんですよ。ですから、賃金カット、公務員の給料八%をなさつたということもあるんですが、やはりこれからの交付税の在り方で、それこそ財務大臣と総務

費税で一・五四%ですから四兆円ぐらいの地方に行くことになつてますから、やはりある面では真剣にこのことをとらえていかなければ、日本の財政というのは、恐らく消費税を上げなければ四、五年先に黙目になるんだろうというんで、今の自民党さんと公明党さん、三党組んで消費税五%アップにしたんでしようけども、私たち反対する立場でも責任あります。だけど、歳出削減のものやっぱり考えていかなきやならぬと思うんですよ。

その辺を財務大臣とそれから総務大臣からひとつ忌憚のないお話を聞きたいと思うんです。

○國務大臣(安住淳君) 秋田での知事時代のるるの改革、私もよく存じ上げておりますので、本当に、ないお金を本当に絞るだけ絞つて改革なさつて財政を好転させたことは、本当に私も知事さん時代の寺田先生のことは高く評価しております。

私は、一つだけちょっと申し上げたいのは、実は交付税のアベレージを見ていただければ、実は国からの財政的なことから申し上げますと、ほのかの政策的経費はほとんど削っていますが、これはいろんな配慮もあって、地方交付税のやつぱり比率というのは国から見ればきちっとお渡しをさせていただいていると。これは結果的には国の赤字を増やしているような構造にもなつているとも言えなくもないんです。

ですから、地方は大変、合併もして苦しい財源、限られた税収ですから、我々としてもできるだけ惜しみない支援をします。また、東京と秋田ではもう本当に大体世界が違いますので、そういうところの調整も喜んで我々今の制度である以上やりますけれども、国と地方ということだけで考えると、我々国が今、行革ももちろんやりますけれども、あえて申し上げますと、地方分の赤字も少ししよわされているような状況であるということも私どもから見ると少しがあるので、そこは理解

総務大臣は多分見解違うかもしませんが、私もどもとしては、そこについては是非理解いたしました上で、更にしかし国としては歳出の削減については努力をしていきたいと思っております。

○國務大臣(川端達夫君) 御案内のとおり、地方交付税というものの趣旨が、いわゆる地方間のそれぞれの財政調整機能を持つと同時に、一定の地方における行政サービスを提供するという部分に対しての財源を保障するという機能でございま

ば分かるのですが、要するに交付税が減れば減るほど、減ったとき、プライマリーバランスはあれですよ、日本の国は〇・五兆円とか八・七兆円と、十・二兆円、二〇〇八年はですね。そして、二〇〇九年、リーマン・ショックのところは三十七兆円とか二十七兆円。今現在は、こっちの方は試算値なんですが、地方はプライマリーバランス、このとおり黒字なんですよ。

ですから、税と社会保障で岡田さんは一生懸命やつていらつしやる副総理やつていらつしやる

時代ですよ。それは、やはり、税と社会保障の中での実現が、三党の中でもやっぱりその辺は、何というんですか、もつと歳出の面でしつかり取り組まなきゃならぬと思うので、私ら反対する方も責任あると思います、ただ反対すればいいというものではないので、ひとつその辺を申し述べさせていただきたいと思います。

総務大臣は多分見解違うかもしれません、私どもとしては、そこについては是非御理解いただいた上で、更にしかばり国としては歳出の削減については努力をしていきたいと思っております。
○國務大臣(川端達夫君) 御案内のとおり、地方交付税というものの趣旨が、いわゆる地方間のそれぞれの財政調整機能を持つと同時に、一定の地方における行政サービスを提供するという部分に對しての財源を保障するという機能でござります。
そういう意味で、国の財政が厳しいから財政調整の下に地方交付税を減らすというものは私は考えとしてはなじますに、本来、地方の基本的な行政を提供するという部分に必要な額を算定したときに、結果としてそれが答えが地方交付税として出てくるものだというふうに思つておりますので、不斷の見直しを含めて、それぞれ地方は御努力をいただいていますが、そういう状況の中ではお一層、国も頑張つてはいるから皆さんも仕事の効率化や人員の定数や含めて今頑張つているので協力してくださいといふことはお願ひは当然でありますけれども、地方交付税の算定自体は財政調整機能と保障機能というものに基づいてある意味では淡々とやるべきものであろうといふに私は思つております。

ば分かるのですが、要するに交付税が減れば減るほど、減ったとき、プライマリーバランスはありますよ。日本の国は〇・五兆円とか八・七兆円と、十・二兆円、二〇〇八年はですね。そして、二〇〇九年、リーマン・ショックのところは三十二兆円とか二十七兆円。今現在は、こっちの方は試算値なんですが、地方はプライマリーバランス、このとおり黒字なんですよ。

ですから、税と社会保障で岡田さんは一生懸命やつていらっしゃる、副総理やつていらっしゃるんでしようけれども、やっぱりその辺は副総理も覚悟して方向付けをしていかなきやならぬと思うんですよ。その辺の考え方をお聞きしたいんですが、岡田副総理から。

○**國務大臣(岡田克也君)** 地方のことは地方で決めていただこうという基本的な考え方があります。

ただ、私は常々申し上げておりますのは、今回消費税の引上げを国民にお願いしている。これは容易なことではない。そのことについて、その一部は地方にも行くということになりますので、自分が自ら身を削る大いなる努力はしなければならないのは事実ですけれども、地方にもそれぞれの判断の中でしっかりとお願いしたいということを申し上げているところでございます。

○**寺田典城君** 先ほどの一の資料の家庭に聞くところでは、私はこれは女房から反対されたとか息子から反対されたとかっていうんじゃなくて断念せざるを得なかつたことは事実なんですが、簡単に言うと、このときは私に対しても率直に言つて県議会が不信任案でも出していただければ解散打つてでもやつてみたいなど率直に思いました。ところが、知事は解散権ないんですよ。不信任案プラスで解散権あるんです。

ですから、面白い話が、二〇〇七年の九月に県議会が全会一致で新税に反対の請願を採択つてこれ記録に出てるんですけど、請願に全会一致。だれども、あなた、やめさせてくださいよと言つても、なかなかそれは一つの事案だからというこ

時代ですよ。それは、
だから、税と社会保障の中で求めるのだったた
ら、もう少し執行部は、三党の中でやっぱりその
辺は、何というんですか、もっと歳出の面でしつ
かり取り組まなきやならぬと思うので、私反対
する方も責任あると思います、ただ反対すればい
いというものではないので、ひとつその辺を申し
述べさせていただきたいと思います。

それで、二番目の国の歳出削減の観点からあれ
なんですが、防災対策の名を借りた公共事業とい
うのは私はやるべきじゃないと思うんです。野田さ
んには誠に申し訳ない、自民党さんはそうい
う、強制化対策とか出しているようなんですが、私
は、これから時代は、もう近代化的限界は来て
いるんですから、ある面では社会も変わつてい
る、そういうことでグローバル人材の育成とか
成長産業とか、そういうこと、それから公共投
資だつたら、安全的な公共物に対するリニコーア
ル事業だと、やっぱ辛抱することを覚えるな
きゃならぬのじゃないのかなと。

私はそのことをまず一つ提言したいと思います
ので、これから来年の政権はどうなるか分からな
いですけど、借錢していることは事実なので、安
住大臣、消費税率がつたから、あと財布緩くする
なんという気はないと思うんですが、その覚悟を
聞きたいんですけど。

○國務大臣(安住淳君) 全くありません。今回
も、来年の予算、そろそろ概算が始まるとわけです
けれども、七十一のキヤップはそのままにして
防災、減災の必要性は、大震災以降、それは私も
重要だと思いますが、優先度は高いとは思います
が、消費税をばらまきに使うようなことは一切ござ
いません。

同時に、やっぱり財政再建の道をそれ出した
ら、これは消費税を納めていただく国民の皆さん
へ、納得なさらないと思うんですね。ですから、
知恵と工夫をしてしっかり、例えば、建設国債

の議論もありましたけれども、私どもとしては様々な民間資金等を利用して、必要で、命を守るためにそういう事業で緊急なものについては配慮をしたり、非常に狭い道ですけれども、そこの両立を是非図つていただきたいと思つております。

○寺田典城君 それで、資料三ちょっと見ていただきたまんです。日経新聞の七月の十六日です。働けない若者の危機とか、明日担う力の陰りとか、百七十万人が正社員切望とかと書いていましたね。働く限りいろいろな形でコースなどとおり減少しているという。これはもう大きな課題だと思うんです。

それで、例えば非正規の方々という人は、結婚しても真ん中ほどに出ています。隣が所得の低迷、正社員と非正規社員の方にこんな差があると。そ

の次は真ん中で、要するに教育訓練の投資がこのとおり減少しているという。これはもう大きな課題だと思うんです。

したくとも結婚できないとか、子供を持ちたくて

も持てないというのが現実で、この人方は、それこそ百七十万人ぐらいいらっしゃるそうなんですね。推計される。百六十万人の方を将来まで、今まで過去の例で、出口ベースでこれだけ書いています。この大学は秋田にあるんですが、これは一回、二〇〇一年に議会から否決され、それこそ文部省が普通求めていたような大学じゃ

もう一回出して、二〇〇四年から立ち上げた大学で、今まで過

て、今まで過

</

ておるんですが、一つ、先生、考えないといけないのは、人口が減少しているのにもかかわらず、五百校が七百七、八十年まで増えているんですか。すると、じゃ、それだけ増えて、進学率は上がりませんでしたといいますけれども、国際教養大学、本当にそういう意味ではうまくいっている方かもしれないませんね。だけど、現実には、それだけの数を増やして何を目指すんですかということをあえて申し上げてあるんです、我々財務省は。

ですから、もう少し、高専の例を大臣ご出して

人材育成するという基本的な考えは、財務省がつて、これだけ税を求めるんだつたらやつぱり考えるに堪能きやならぬですよ。私は、別に文科省など労働省をよいしょするつもりはないです。それから、経産省ですか、やっぱり人材育成ね、よく大臣、あれしてもらいたいんですよ、本当にですよ、それは、社会へ出て見ていると、それがよく分かります。

の中で、先駆的に一体的にやつていただいている自治体はたくさんあります。そして、制度上も含めて、それぞれやる工夫のやり方も幾らもあります。

ざいますので、今年の九月末までの費用の全額を国が財政支援することにしています。そして、十月以降は、これも御説明していますが、保険者の判断による利用者負担などの減免措置が行われて、その財政負担が著しい場合は、利用者負担総額の三%を減免に要した費用が超える場合など、財政負担が著しい場合に免除額の十分の八以内の額を財政支援をするという、

し上げているんです、我々財務省は。
ですから、もう少し、高専の例を大臣に出して
いただきましたけれども、本当に、ただ、大学は
つくりました、とにかく金だけよこせではなくていい
で、やはり例えばの話、国立大学このままでいい
んでしようかと。秋田大学も弘前大学も私たちもの
東北大学もみんな、このままで、人口が減少して
いるのに学生定員は変えないわ教授は替えないわ
学科は再編しないわでは、私どもはどうかななど
思つてはいるんです。

あと、子育てのことであれになったんですが、私、なぜ子育て、幼保推進課をつくって二〇〇四年にあれしたかというと、何というんですか発点から、小学校の義務教育に入るときから三から六%の差があるからと。だつて、幼稚園は幼稚園の使命を果たしてきた。保育園は保育園の使命を果たしてきた。だけど、こういう幼保一体といふのは、これは子供に目を当てた改革ですし、保護者に目を当てた改革。

○寺田典城君 私も七十二歳になりました。そろそろたそがれの年になつてきているんですが、ひとつ、政治がしつかりしていただかないと、もちろん自民党さんも、何というんですか、二十兆円の強制化対策を出すんだとかいうと、これ通ると自民党もたそがれてしまうしね、それから民主党だつてそのまま、何というんですか、止めどなく人が出ていくつて、これ、出る人は出たつていいと思うんですよ。美空ひばりの「川の流れのよっこ」という歌あります。優やかで、それあります。

この既存の介護保険制度の仕組みを活用して御支援をいただくように、自治体にも今そうした通知を出して周知を図っているところです。

○紙智子君 特別の財政支援はやめるということですね。

それで、今お話をあつた、厚生労働省から事務連絡を出されて今のことを徹底したことなんですがれども、しかし、被災の大きな自治体ほどやつぱりこの免除の費用負担が増えて免除を打ち切る自治体も出てくるんじないかと、こういう危険性があることが関係者の間で指摘をされていま

しっかりとやりやれば、それに対しても特化して、そこそこ英語で二十四時間全ての教科授業をやればそれだけの人材が出ます。高専も時代に合つた人が合うと。しかし、今は逆に、東京の大変失礼ですけれども、私立大学の中では、出るだけ出たけれども専門学校に行き直している学生もたくさんいるというわけですよ。

いるんですが、幼稚園の先生と保育園の先生が一緒に働いてみて初めて分かるはずですよ。だから、初めて働くシステムを、家庭省とか子ども家庭省とかつくると言うんだけど、これは本当に、何というんですか、急いでやらなきゃならぬと思思いますよ。幼稚園業界が反対しようと、保育園業界が反対しようと、やっぱり一緒になつてやつて

すけれども、たそがれに染まる」とだけは、「一つの大きな政党 何とか頑張つてやつてください よ、日本の国家のために。

以上で終わります。ありがとうございました。

終了いたします。岩手、宮城の両県だけで約十四万人の対象となっています。被災地では、生活環境の変化などで新たに要介護認定を受ける高齢者が増えていて、この延長を望む声が強く出されています。

そういうことも考えれば、大変申し訳ありませんが、いいところと悪いところがありますから、私は教育の状況を金を増やせば済むというほど、教育の選択と集中をして投資をしていくべき状況だらうと思つています。

○寺田典城君 大学改革はしなきやならぬと思ひます。ですから、教育とか、それこそ学術研究とかと言ふけれども、淘汰されますよ、黙つていても間違いなく淘汰されるんで、価値のない大學は、教育機関は。それは仕方がないです、それは仕方は

されば初めて子供のために幾らか役に立つというのが出てくるわけですから、そういう点については何とか、川端大臣、市町村行政に幼保推進課というのを早くつくってくれよとひとつ要望していただきたいんです、県はつくつてあるんですけども。それがあると、やっぱり幼稚園だの保育園だの手続全部が三元行政システムになりませんか。うら。

それを私は川端大臣に強く要望したいと思いますが、ひとつ川端大臣の考え方をお聞きしたい。

○國務大臣(川端達夫君) 仕組み上、地方自治体において幼稚園は教育委員会、そしてこちらは長という部分はありますが、いろんな工夫と仕組み

終了いたします。岩手、宮城の両県だけで約十四万人の対象となっています。被災地では、生活環境の変化などで新たに要介護認定を受ける高齢者が増えていて、この延長を望む声が強く出されています。

宮城県議会などで意見書が出されているというふうに思いますが、小宮山大臣に、これにどうこたえておられるのか、お聞きいたします。

○國務大臣(小宮山洋子君) 先ほども答弁をさせさせていただきましたが、介護保険の保険料また利用者負担の減免については、東電の福島第一原発に伴って国が避難指示などを出している区域以外の被災の方は、これは半年延長してきたものでござ

現在デイサービスの昼食代については約八千から九千円支払をやつて済んでいると、減免されないとんでもね、ということなんですねけれども、今回十分の八ですか、ということになつたとしても、やっぱり負担は大変つらいものがあるという現状ですし、仙台市の若林区の八十六歳の介護三の男性にしても、自宅が全壊ですよね、津波で全壊をすると。農業をやつっている長男夫婦と同居しているんですけどれども、息子夫婦が田畠で仕事をしている間というのは、認知症もあり、一人にしておけないということで、デイサービス週に五回、ショートステイも利用しているわけです。やっぱり、ここも現在、介護保険利用料についていえ

ば、このデイサービスの昼食代で済んでいるわけなんですけれども、やっぱりこれがなくなつたら大変負担が重いと。しかも、田畠が津波を受け実際に今やっているのが三分の一しかやれていないわけですよ。だから、収入も減っていますし、この先の見通しもまだ付いていないという状況の中で、やっぱりこの介護保険の免除は本当に必要だというふうにおっしゃっているわけです。

被災者の生活がこうやってぎりぎりですからね、継続してほしいという声が切実なわけで、やっぱりこれ今までどおり続けられるようになりますべきじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君)

今委員から御紹介い

ただいたように、本当に被災者の皆様が大変な思いをされているということはよく承知をしていました。ですから、阪神・淡路大震災のときは一年間のこの免除措置だったわけですが、今回はその被害が甚大であって、前年の所得が把握できないということもありまして、半年延長をいたしました。

今回も、十月以降は現在の仕組みの中で活用してほしいと申し上げたんです。が、保険料とか利用者負担の月額の上限は前年の所得に応じて設定をされていますので、そういう意味では被災をされた後のその所得で掛けているので、そこが無理がないようにということも配慮しながらやつていきました。

○紙智子君 阪神・淡路のときは一年延長したと、だから今は一年半ということ、そうじやなくて、やっぱりなりわいも含めて本当に全部が再建していくかないといかないわけですから、やっぱり回復できていない自治体と被災者にとっては、これ二割ぐらいの負担だというふうにいつても、とってもやっぱり重いものなわけですよ。まだ復興は道半ばなわけですね。

それで、平野復興大臣にお聞きしたいんですけども、復興として、やっぱり從来どおりに、今支援は從来どおりにならなかいかないという話

もあつたんですけども、何とかそこを、平野大臣も現地に行かれてよく御存じだと思いますけれども、何とかそこを従来どおりできるようにしていただけないかということなんですが、いかがで

しょうか。

○国務大臣(平野達男君) 今回の東日本大震災の被災というのは阪神・淡路とよく対比されますけれども、類似点もございますが、違いもございます。阪神・淡路は何といつても、被害は大きかつたんですが、多くの方は働きながら復旧復興に取り組むことができた。東日本大震災は続く津波につきましては、働く場所の確保をやりながら復旧復興しなければならないという違い等々もございます。

そういう中で、委員から御指摘があつたように、特に被災者の財政負担ということについて、復興厅としてはしっかりと、大きな関心を持つてこれを見ていかなければならないというふうに思つております。

この問題につきましては、負担率が十分の八、十分の十、いろいろあるかと思いますが、要是、自治体の負担に、過大な負担にならないようにする、そのためには地方財政措置がある、ということを私どもは認識しております。されど、厚労省さん、総務省さん、場合によつては復興厅も入りまして、その間の状況については推移を注意深く見ていただきたいというふうに思ひます。

○紙智子君 注意深く見ていくことなんですかけれども、私は是非再延長するように求めておきたいと思います。

次に、四月から介護ヘルパーの生活支援の基準時間を六十分から四十五分に短縮した問題についてお聞きします。

北海道の民医連が、四十四事業所の利用者を对象に行つた調査結果について発表しています。三月に比べますと、四月はサービスを七割の人が減らしていると。その特徴は、介護報酬改定による利用料の負担増や、訪問介護の生活支援時間、六十分から四十五分化になった影響による削減が挙

げられています。

この四十五分に削られた時間を取り戻そうとする時間延長で利用料に響くために、調理を配食に替えたりおかげを減らしたりというようなことをやつています。それから、時間を短縮したことでもあります。ヘルパーさんは時間がないために利用者との会話もせずに買物に走つたり、帰つて掃除、洗濯、食事ですね。利用者の方は話をしたいだけれども声も掛けられない、どちらもつらくなれます。

これについて、厚生労働大臣、どのように思われますか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 訪問介護の掃除、調理、洗濯、こういう生活援助サービスについての今回の報酬の見直しはあくまで介護報酬の評価を行なうときの時間区分を見直すもので、四十五分以上上の区分も設けていますので、本当に必要な人の場合は、ケアマネジメントでそういう形の設定をすればこれまでのように提供ができるようになつていいという御指摘を受けていますので、全国課長会議やQアンドAなどで、適切なケアマネジメントに基づいて今のサービス、引き続いて行なうことができますよということを説明をしてきました。現状ではおおむねそれが周知をされてきたのではないかというふうに思つてはいるところです。

四十五分にそもそもしましたのは、いろいろ調査をすると四十五分以内に終わつている方もたくさんいらしたので、そういう方たちはこの四十五分で今までよりも安い料金で受けられるということもあります。そのことがどうも現場になかなか届いていないという御指摘を受けていますので、全国のところから始まるんだと思いますし、そういう疎通がなければ、相手は人間なんですから。ですから、私は、この四十五分ルール、もつとやれるとすればこれまでのように提供ができるようになつていいという御指摘を受けています。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今委員がおっしゃった、四十五分以上だつたら倍の九十分になるということではなくて、ケアマネジメントで六十分もできるようになつてはいますので、それは今までと同じように必要な時間できるようになつています。そのことでいろいろ現場に混乱が起きたり誤解があつたりしてはいけないので、それは利用料……

○紙智子君 長い時間受けられるようになつては、必要な方にはちゃんと長い時間受けられるということを更に丁寧に現場に説明をしていきたいと考えています。

○国務大臣(小宮山洋子君) はい。

利用料、またお返事いたしますが、仕組みとしては、今までと同じように六十分必要な方は六十分でできるようになつてはいます。

○紙智子君 京都のヘルパー協会とか、大阪の保協とか、東京でも民間で、実は同じことを調査して同じことが指摘されているわけなんです。ですから、是非これ、厚生労働省として調査をして

そういういろいろな在り方もそれぞれ参考にさせていただきながら、これ、いずれにしても、本当に今後しっかりと議論をした上で、なるべく早い段階でそれが立ち上がりつていくことが望ましいと

○福島みずほ君 いや、つまり、国民会議の中身が分からないんですよ。国民会議の中には国会議員は入るんですか。

○国務大臣(岡田克也君) その点についてはまだ決めておりません。ですから、私は先ほど三党でと言つたのは、三党の御意見も聞き、各方面の御意見も聞きながら政府としては最終的に決めていきたいと考えております。

○福島みずほ君 いや、三党の意見聞くんじゃなくて全党的意見聞くべきだし、国民の意見聞くべき

きじやないですか。どうしてそこで三党となるんですか。

それと、私は、やっぱりこの法律やこの議論で問題だと思っているのは、社会保障制度がどうあるべきか、全党入って、スウェーデンのよう、年金制度どうするか、けんけんがくがく、かんかんごうごう議論をして、こんなにお金が掛かる、これがあるというふうになつた上で、じゃ、税がどれだけ必要なのか、その税の中で抜本改革で、相続税なのか、いや法人税なのか、いや所得税の最高税率変えなのか、やっぱりでも消費税なのか、という議論をすべきなのに、順序が逆で、国民会議がどういう議論をするか今日の時点で分からないうわけじゃないですか。そんなのやっぱり、だって、これが一番あんこというか、一番重要な部分ですよ。だって、ここで社会保障制度についてやるわけですから。

あの国民会議というのは、消費税法案始め関連法案がきちんと国会で決まった上で行うものですから、今委員のおっしゃったようなことを議論するものではないと。それは、消費税というものが国会で成立すれば、国民会議とこれセツトで議論している話ですから、国民会議ではそのことを前提に議論するのであって、改めて消費税でやるべきかどうかなどということを議論する場ではないということは申し上げておきたいと思います。

その上で、私は、よく聞いていただきたいんですが、別に三党で決めていただくとかそういうことを言っているのではなくて、三党の意見、他の意見も聞いて政府として最終判断をさせていただくということを先ほどから申し上げているところであります。

○福島みづほ君 私は順番の話をしたわけです。それから、こここの今の法案は、消費税なのか法人税なのか所得税の最高税率にするのかという話になつていらないじゃないですか。全部消費税以外は削除して先送りの検討ですよ。これは消費税増税法案を可決するか否決するかの話であつて、消費税だけじゃないですか。

まあ、それはともあれ、この国民会議には、もし国会議員が入るとして、一部の国会議員になるんですか、全党が入るんですか。

○国務大臣(岡田克也君) 何度も申し上げておりますように、政府としてはそのことはまだ決めておりません。これからです。

○福島みづほ君 発議者はどう考えていますか。

○衆議院議員(加藤勝信君) 福島委員にお答えしたいと思います。

そもそも、私ども自由民主党から社会保障制度改革基本法のときから出させていただきました。そのときには特段この規定はなかつたんですけども、しかし、有識者の中には当然国会議員も入るであろうというその可能性は別に否定したわけではなく、三党協議の中で、じや国会員もと。そうすると、国会法というのがございまして、国會議員が兼職をする場合にはあらかじめ兼職でき

るような規定を設けておかないと、仮にそうなつた場合に対応するには改めて両院の議決か何か要る、たしかこういう仕組みになつていたと思いますので、そういうことを含めて実は入れていると。

したがつて、そこから先どうするかということのは、少なくとも三党間でこれまで議論してきたということではありませんが、ただ、社会保障制度改革法に基づいて、その目的とか、基本的な理念とか、基本的考え方を踏まえて議論していく、だく場といふことになると思いますので、それにふさわしい形でその段階の政府の方がお決めになると、こういう仕組みになつてているわけでござります。

○福島みずほ君 国民会議をするときに、国会議員が入るときに、一部の政党あるいは政党代表なのかどうかも分からぬ、国会議員の誰かが兼職禁止を超えてこれをやる、じやそこに反映できない政党はどうなるのか。社会保障については、本來は、もし国会議員をやるとしたら全党が入つてどういう社会保障制度であるべきか、スウェーデン方式の方がベストだと思うんですよ。今日の時点で、それは国民会議を決めるときのお話ですと言われたら、一部の国会議員しか入らないのは、これは大問題だと思いますよ。いかがですか。

○衆議院議員(西博義君) お答え申し上げます。

今回のこの三党合意は、社会保障全体に対するこの一体改革の議論の中で私ども三党が議員立法として提案をした内容でございます。その議員立法を今後どうするかということについては、それは任命はこれは総理が任命されるということですから、最終的にどういうふうに判断されるかということは、当然政府に任せるということと同時に、今回のこの議員立法が可決されましたならば、国会で承認をされると、既にこれは衆議院では承認をされてこの推進法案が参議院に回つてきています。わけですから、民主的に賛否を問うていただけで、そして賛成であれば、それはその手続に沿つて内閣が決めていただくと、こういうことになります。

○福島みずほ君 なると思います。
国民会議について、国会議員と兼ねることを妨げないと書いてあるだけで、国会議員が何人入るのか、入るのか入らないのか、どういう会議になるのか、この法文からは分からんんですよ。で、法案が成立すれば、あとは内閣がお決めになりますとなつたら、本当に国会がきちつと議論をする場所になるんでしょうか。しかも、政黨の一部がこの国民会議に入るとなれば、全部の、全国民を代表する、例えば、全ての政党は何らかの形で国民の意思を表しているわけです。例えば、ここに三党の国会議員しか入らないとか、いや、一党しか入らないとか、じゃ、どうやつてそれを、線引きをどうするんですか。

○國務大臣(岡田克也君) ここで、国民会議でいろいろな年金、医療、介護その他の重要な事項について議論するということになつております。で、重要な事項について議論して、それは当然法案の形になる、あるいは予算であれば予算案になる、それぞれ国会に出てきて国会で御審議いただき、そして可否を決めていただく。こういううとで、全く何が問題なのか私にはよく理解できなかつわけであります。

○福島みずほ君 これの何が問題なのか全く分からぬといふところが問題だと思いますよ。

だつて、これは、国民会議という名を打つて、国会議員の全ての政党の全ての人が全て入つてかんかんがくがく議論をするなら、これまで分かれます。有識者の人たちが有識者で集まつて審議会みたいにして答申する、これならこれで分かります。しかし、一部の国会議員が入る、それが入るのか入らないのか、何人入るのか、政党を代表しているのか、全党が入るのか一部が入るのか、分からぬわけですよ。そしたら、これは一体何なんか、この国民会議は。

だつて、ここにいる国会議員は、全て何らかの形で有権者の意思を反映しているわけですよ。全ての政党は何らかの形で、みんなの民意を体現しての、この国民会議は。

ているわけです。この国民会議が重要だと思つてゐるから、この質問をしてゐるんです。ここで社会保障制度の在り方を議論するわけでしょう。だとしたら、全ての政党の国会議員がそこで議論するようすべきではないですか。

○衆議院議員(長妻昭君) 今、貴重ないろいろ御意見をいただきましたので、そういうことも念頭に議論をしていきたいと思います。

御懸念は、何かその三党で決めて、そのまま何か突つ走つてしまふんぢやないかみたいな御懸念かもしませんけれども、これは確かに三党で提出している議員立法でございますが、当然、法律が成立すれば、それは別に三党的法律ではなくて、これ日本国の法律になるわけであります。そこに基づいて総理大臣が任命しますので、適切に今の御意見も入れて公平に、本当に将来の社会保障を充実して最低限のものは維持したいと、こういう思いがありますので、御意見も承りながら我々は取り組んでいきたいと思います。

○福島みずほ君 長妻発議者の御意見、ありがとうございます。

これ、国会議員が入るとすれば、全ての政党が入らなければ、それはやつぱりおかしいですよ。(発言する者あり) いや、なぜならば、全国人民を代表する国会の代弁者ってならないじゃないですか。それはおかしいですよ。どういう立場でこの国民会議があるのか、それは問題だと思います。(発言する者あり)

○委員長(高橋千秋君) 御静肅にお願いします。○福島みずほ君 最後に、小宮山大臣にお聞きをします。保育士さんが非常に低賃金だというのを全国各地でお聞きまします。この公立、民間の保育士さんの平均賃金は、きちっと厚労省は把握していますか。年齢を把握していらっしゃいますか。

○委員長(高橋千秋君) 小宮山国務大臣。時間が迫つておりますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣(小宮山洋子君) 保育士さんは、二十三年は三十四・七歳が平均で、これは二十二万三千円です。ちょっとと時間がないので全部は御紹介できませんが、把握をしてあります。今回、質問を上げる中でしっかりと保育士さんの待遇の改善にも取り組みたいと考えています。

○福島みずほ君 福島みずほ君、時間が超過しております。

○委員長(高橋千秋君) 福島みずほ君、時間が超すぎます。

これは、しかし公立の場合は、福祉職の全部の平均値、私立の場合は……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○福島みずほ君 はい。

障害児施設や母子生活支援施設と、全部合わせたれなんですね。ですから、是非、公立、民営含めて保育士の皆さんたちの賃金、そして是非次回はこの保育士さんたちの賃金の問題、労働条件の向上についてお聞きをしたいというふうに思つております。

終わります。

○亀井亜紀子君 新会派みどりの風の亀井亜紀子でございます。みどりの風としては私の今日が初質問になります。

御存じのとおり、私は長い間与党に、政権交代後ずっと与党におりまして、この社会保障の議論の最初からかかわつておきました。そして、この消費税の増税法案が原因で国民新党を離党することになりました。いろいろな思いがござります。

私の基本的な考え方は、別に消費税を未來永劫上げてはいけないと言つておられるわけではありません。ただ、そのときの経済状況ですとか制度との一体性等々、いろいろな問題を解決した上での増税であるべきだと思います。

まず、今日、私、お配りした資料がございます。一枚目。社会保障改革に関する集中検討会議で議論された内容を私の方でまとめてさせていただきました。

先ほど、福島議員が国民会議についてどういつた構成になるのかという質問をされましたけれども、それに対して、試算はないということが全く答えが出てこなかつた。そこで制度設計の細かい部分には集中検討会議では入れませんでした。

その後、メディアが報道したことございました。そこで全く答えが出でこなかつた。そこで制度設計の細かい部分には集中検討会議では入れませんでした。

今複数のお尋ねがございましたけれども、一つはおつしやつていただいた社会保障改革に関する集中検討会議、これ亀井先生も出席されておられた、例えは昨年の五月三十一日の議事録でございましたが、当時、大串さんが党の社会保障と税の抜本

も、この社会保障改革に関する集中検討会議といふのは与謝野担当大臣の時代につくられた会議として、麻生政権のころの社会保障の会議に入つてました方々、学者の方々がかなりダブつておられました。そして、私は与党の政調会長として入つてありましたけれども、初めから、社会保障の費用の効率化ですとか後期高齢者医療制度は正しかったですとか、そういういろいろな有識の方々の意見がございまして、頭から少々違和感がございましたが、真剣に議論しようと思つて毎回出でおりました。一枚目のこの資料は、各種団体また新聞社等々がどのように社会保障制度を考えているかという意見でござります。

私は二〇〇七年の参議院選挙当選組なんですけれども、そのときの世論が、消えた年金と後期高齢者医療制度に非常に関心があつて、時の政権に怒つていた。それで第一回のねじれ国会が起きた、参院の与野党逆転が起きたと理解しております。ですので、社会保障改革と消費税の増税をするのであれば、この年金制度と後期高齢者医療制度がどうなるのか、その絵姿と一体となつていかなければ理解が得られないだろうというふうに思つております。

さて、民主党の年金制度は最低保障年金ということでございますが、これが集中検討会議でどのようにも扱われたかといいますと、ほとんど議論がされておりません。そして六月の段階で、各団体やメディア各社の論が出そつた後で、民主党案とすることでございますが、これが集中検討会議でどのように扱われたかといいますと、ほとんど議論がされておりません。そして六月の段階で、各団体やメディア各社の論が出そつた後で、民主党案とすることでございました。そのときに各委員から試算を求められました。つまり、年収幾らの人まで最低保障年金七万円、満額もらえるのかといふ質問が発表者の大串議員に対してもいたしましたけれども、それに対して、試算はないということを記憶しております。

ですから、そのときから一年たつて、今、国民に信を問う前に増税を決めてしまおうと、しかも社会保障の絵姿はかけていいわけですけれども、長妻議員は今どのように整理をされていらっしゃるんでしょうか。

○衆議院議員(長妻昭君) お答えを申し上げます。

今複数のお尋ねがございましたけれども、一つはおつしやつていただいた社会保障改革に関する集中検討会議、これ亀井先生も出席されておられた、例えは昨年の五月三十一日の議事録でございましたが、当時、大串さんが党の社会保障と税の抜本

改革の調査会事務局長でしたので、資料を配付をしてかなり詳しく述べた年金制度についても説明しております。

ここに議事録ありますけれども、九ページ以降は年金である、税を財源とする最低保障年金と保険料を財源とする所得比例年金ということを書いた、その内容を踏み込んで明らかにするということで、ということで、るる全部読みませんけれども、そこで発言をして、そこで何人かの委員の方からこの年金制度についての質問、議論というのがここでなされているところでございまして、全く異論がないというわけではありません。

それと、民主党の中では議論をしたときに、この最低保障年金、国民年金も入れた一元化についてやはり明記をするべきじゃないかと、そういう声もございまして、そういう形で閣議決定の中に入れさせていただいたと。

財源の件でございますが、亀井さんがお配りしていただいているこの新聞記事のところにちょうど試算が出ているんですね、表が。そして、一番

という黒塗りのある意味では一番手厚いものでございまして、手厚いのですら二〇三五年度の所要の額というものが消費税一〇パーセントでも現行の制度とはほぼ変わらないということで、現行の制度が四・四パーだとすると一番手厚いものが四・七パーということで、さらに四十年後については若干二パー程度現行制度よりも大きいわけでござりますけれども、そういう意味では非常に先の話でございまして、新制度でありますので、そういう意味では今回の一〇%には直接の影響がないであろうというふうなこともございまして、今回そういう判断をいたしました。

最後の御質問でありますけれども、この信を問うということであります。当時もいろいろ議論がありまして、本当に法律を出す前に信を問うべきという議論もありましたし、法律を出して実際に実行する前に任期が来るような形で信を問えといふような話もございまして、今回、今ここで議論しているのは、実際に消費税が上がる前には総選

挙があるというような形で今現実にはなつてゐる

以上です。

○亀井亞紀子君 年金の将来の姿というのはかけられないですから、それはもう国民にも明らかになつてることで、やはり百年先、百年安心と言つた政府がありましけれども、百年先のことまで見据えての制度設計をきちんと議論をして、その中で財源を割り出していくのが本来の道筋ではないかと私は思つております。

次の質問に移りますが、三枚目にお配りした、この大綱が閣議決定されたときの閣議決定に付いていた一枚の紙でございます。この大綱を閣議決定したときに、その中に最低保障年金の二十五年

度通常国会への法案提出という文言ですか、本來立法府が決めるべき比例定数の削減、この八十年も実現するというようなことを書き込んで閣議決

定をし、それについて、「政府・与党それぞれが、連携・協力しつつ、その実現に取り組む」と、こんな文書が付いておりました。閣議決定の本来の意味というのは、政府がその政策の実現を約束しますと、そういう意味で閣議決定をされるもの

だと当時国民新党としては理解しておりましたので、実現できないこと、決まっていないことが書かれているといつて、それを私はNHKで発言しました。当時かなりの騒ぎになりました。

そこで私は官僚の方にお伺いしたんですけども、今まで閣議決定をされたものの中で、このように文書が一枚、政府・与党それぞれが連携・協力をしつつ実現に取り組むというような文章が付いて閣議決定した例はあるのでしょうか。

○政府参考人河内隆君 前文に文書を添えて閣議決定した前例があるかというお尋ねにお答えいたします。

閣議決定の前文におきましてこのような文書を添えて閣議決定をした例は、閣議決定の数も膨大であり、全てに亘って網羅的に確認できているわけではありませんが、平成十三年の中央省庁再編以降、つまり直近の十年ほどの期間におきましても、今回の一体改革においては、国分の充當対象経

費を消費税法に規定することにしておりますので、今回は、これにより消費税収分を基礎年金国庫負担を二分の一にするための財源とすることを含めて社会保障に充てることを制度として恒久的、安定的なものにしております。

○亀井亞紀子君 今の御答弁のように、全額年金財源に使われたわけではなくて、一部は公債に使われたりしているわけに対して、やはりその目的のところに財政再建、財政健全化という言葉が入るん。

○亀井亞紀子君 かなり無理な閣議決定であつたと思います。この閣議決定がされた背景は、つまり、与党内はまとまつていなかつたのですが、早く自民党との協議を始めたいということで閣議決定が条件とされていて、それでこのような文書を付けて無理やり閣議決定をしたという経緯がございます。

次の質問に移ります。

消費税の使途についてですけれども、今までほかの議員の質問でも、この増税分が全て社会保障に使われるのかというような質問がございました。国民党と政府の信頼関係がないというのが背景にござりますけれども、例えば、定率減税を廃止したときに、それは年金の国庫負担三分の一を二分の一にするその財源に使うのだという理由で定率減税を廃止したはずです。このときに生じたその増収分というのをきちんと年金の財源、社会保障目的に使われたのでしょうか、お伺いいたしました。

○国務大臣(安住淳君) 平成十七年度、十八年度税制改正による定率減税の縮減、廃止に伴う所得稅の增收分約二・六兆のうち、地方交付稅分を除いた約一・八兆については、使途が法定されない一般財源であるため厳密に特定することは困難でございますが、当時の与党の議論等を踏まえ、定率減税の縮減、廃止に關連付けられた歳出項目として、基礎年金国庫負担割合の引上げに約三兆が充てられ、残りは財政健全化のため公債発行の縮減に充てられたものと承知しております。

こうした対応は、各年度の予算編成過程においても、当時の与党における議論も得て決定されたものでありまして、結果として、基礎年金国庫負担割合は従前の三分の一から平成十九年度までに三六・五%まで引き上げられたわけでございま

す。これが超過しておりますので、簡潔にお願いします。

○委員長(高橋千秋君) 時間が来ております。お尋ねください。

○亀井亞紀子君 ですので、この内税から外税に戻すということについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○委員長(高橋千秋君) 時間が来ております。お尋ねください。

○亀井亞紀子君 ですので、この内税から外税に戻すということについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○副大臣(五十嵐文彦君) 昨年の十二月十四日の税制調査会で、確かに福田政務官と亀井委員からそういう御意見がございました。その後、十二月二十日から福田政務官も入った社会保障・税一体

改革作業チームで詳しい議論をこれについて行つておりますし、また、政府税調の二十一日の二十八回会合でも資料を提示した上で議論をしておりましたし、また、素案起草会合でもこのような議論をした上で、十二月三十日の税部分の素案決定では、福田さんや亀井さんの意見を入れて、今後検討するという項目も含めて素案を決定させていただいておりますし、また、外税と内税については……

○委員長(高橋千秋君) おまとめください。

○副大臣(五十嵐文彦君) はい。

総額表示方式を基本としてやるという考え方で、変わりがないということです、考え方は打ち出させていただいております。

○亀井亞紀子君 時間ですので、終わります。

ありがとうございます。○委員長(高橋千秋君) この際、お諮りいたしました。

委員外議員平山誠君から公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七案についての質疑のため発言を認められておりますので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋千秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、平山君に発言を許します。平山誠君。

○委員以外の議員(平山誠君) 本日は、当会での発言の機会を与えていただきまして、委員長並びに各党の理事、各会派の委員の皆さん、ありがとうございます。

そうはいいましても、このような重要な法案を三党の合意で無理なスケジュールで決めるということが、先ほども国民会議のこともありましたけれども、私たち国議員は国民の信を得て国会議員という資格を得ているわけですから、政党会派が分かれた以上、一つ一つの政党会派から意見を聞いていただく機会を正式につくつていただきますよ

うに、各政党の皆様にお願いします。

ここできちつと国民に説明する必要が民主党にはあると思うんですけども、二〇〇九年の民主党のマニフェストで消費税ということが一切うたつていなかつたことが、なぜ二〇一二年、今年になって消費税の増税案が出てくるのか。それは、やはり二〇〇九年の選挙で、マニフェストで

うたつて、私たちは、というか民主党さんの議員は国民党の明るい希望というものを取つて投票されたわけですから、そのときに書いていないことをなぜ今更出すのかということを、ます民主党さんから説明していただきたいと思います。

○国務大臣(岡田克也君) このことは、この委員会でも何度も申し上げています。繰り返しなりますけれども申し上げますが、確かに二〇〇九年のマニフェストには消費税の増税ということは言つておりません。むしろ、四年間増税しない、消費税を上げないということを、マニフェストには書いていないとはいえ、いろいろな場で言つたことは事実であります。そういう意味では、国民の皆さんにその期待を裏切つているということは誠に申し訳ないことだというふうに思つております。

○委員以外の議員(平山誠君) 理解はできませんが、次に行きます。

社会保障費の一兆円という部分が説明されておりますが、単純に私のもう低レベルの質問で大変申し訳ないんですが、来年一兆円、再来年一兆円、また三年後一兆円となると、いつまでこの一兆円を増え続けて、足りなくなつたらまた増税なのかと。本来であれば、この一兆円を少しは、話の中では皆さん少なくする方法は考へていると思いますが、この一兆円ずつ上がっていくという理論の分岐点はいつですか、五年後ですか、十年後ですか、その辺を教えてください。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今、現実の問題として、急速な高齢化の中で一兆円ずつ増えていくのは事実です。ただ、それは以前の小泉改革で行われたように、二千二百億円ずつ機械的に削つていったことによつて、いろいろ医療難民とかそういうような話もあつたわけですので、政権交代後は、まずこの自然増の分を認めてきました。

今回の社会保障の一体改革の中でもいろいろな議論が実する部分があるとともに、重点化、効率化もしていきます。例えば、年金の物価スライドの特例分を三年掛けて解消するとか、医療、介護について

にわたる補正予算、そして今年度の予算、合計合せれば十八兆円という大きなお金が既に投じられています。まだこれでは十分ではないといふふうに思います。万全を期していかなければいけません。しかし、その結果として、財政は非常に傷んだことも事実、元々厳しい中で更にプラスアルファの負担が掛かっていることも事実、そういった現実を見たときに、やはりここは先送りせずにしつかりと自分たちの責任でやるべきことをやらなきゃいけない。持続可能性のためにも社会

保障・税一体改革という形で進めなければならぬというふうに判断したものであります。

最終的に我々の判断がそれが十分説得力があるかどうかということは、一年以内にある選挙の中で有権者の皆さんのが御判断されることであるといふうに思つています。

○委員以外の議員(平山誠君) 理解はできませんが、次に行きます。

○委員以外の議員(平山誠君) ということは、5%の先ということは、また7%、8%、10%と上がっていく可能性もあるかもしれないということなんでしょうかね。

民主党がますやつてきたことは、やはり増税の前にやることがあるんじやないかということで仕分も始め、国の隅々の無駄をなくす方法を探してきましたんじやないんでしょうか。

野田総理が、二十七日ですか、無駄の定義というのが分からぬと言つていましたが、そんなのは愚の骨頂であつて、民主党のやるべきことは、この霞が関の中で、どの程度、あそこにもあることなんでしょうかね。

民主党がますやつてきたことは、やはり増税の前にやることがあるんじやないかということで仕分も始め、国の隅々の無駄をなくす方法を探してきましたんじやないんでしょうか。

野田総理が、二十七日ですか、無駄の定義といふふうに思つています。

民主党がますやつてきたことは、やはり増税の前にやることがあるんじやないかということで仕分も始め、国の隅々の無駄をなくす方法を探してきましたんじやないんでしょうか。

野田総理が、二十七日ですか、無駄の定義といふふうに思つています。

民主党がますやつてきたことは、やはり増税の前にやることがあるんじやないかということで仕分も始め、国の隅々の無駄をなくす方法を探してきましたんじやないんでしょうか。

野田総理が、二十七日ですか、無駄の定義といふふうに思つています。

民主党がますやつてきたことは、やはり増税の前にやることがあるんじやないかということで仕分も始め、国の隅々の無駄をなくす方法を探してきましたんじやないんでしょうか。

野田総理が、二十七日ですか、無駄の定義といふふうに思つています。

民主党がますやつてきたことは、やはり増税の前にやることがあるんじやないかということで仕分も始め、国の隅々の無駄をなくす方法を探してきましたんじやないんでしょうか。

野田総理が、二十七日ですか、無駄の定義といふふうに思つています。

民主党がますやつてきたことは、やはり増税の前にやることがあるんじやないかということで仕分も始め、国の隅々の無駄をなくす方法を探してきましたんじやないんでしょうか。

野田総理が、二十七日ですか、無駄の定義といふふうに思つています。

もう一点は、やはり昨年の東日本大震災、三回

○國務大臣(安住淳君) 政権を交代してから、実はそうはいつても、恒久財源としても三兆円近く毎年絞り出していました。

これは平山さん、一緒に国交省とか私よく行きましたけれども、私どものその額は、もちろんマニフェストに書いてあるものから見れば少ないんですねけれども、実はこの三兆円近い恒久財源の捻り出の額というのは、簡単に言うと、ちょっとと乱暴ですけど、農林水産省と経済産業省と環境省の通常の一年分の予算なんです。ですから、それぐらいのことはやれたんですね。それから、いわゆる小泉政権からはやつてきましたけれども、我々の政権交代からは、例えば初年度でたしか十兆円近くやっていますので、実はやつていなわけではないんです。

実は、何が一番そのネックかというと、ネックというよりも、やつぱりここで非常に厳しいなと思つたのは、先ほど副総理も申し上げましたが、昨年のやつぱり大震災で、本来こうしたやつぱり財源を、例えば法律上まだ決まつていない国民年金の二分の一国庫負担分の財源にしようと思つていたところ、大震災が起きまして、大震災のやっぱり財源を探すのに昨年は本当に与野党とも苦労しました。

そういうことからいうと、大きな部分では相当なことはやりました。ただ、まだまだやらないければならない、やり続けなければならない問題ですね。人に言わせれば、ローマ帝国時代から行政機關がある限り永遠にこれは行革はやると。だから問題は、構造的にやつぱり社会保障のお金というものは、今一兆円の話がありましたけれども、これは黙つていても請求書がどんどんどんどん来ますので、ここにやつぱりある程度安定した財源を入れなければならぬということだと思います。

そうなると、やはり何かを充當しないといけないとなつたときには、やはり安定財源としては消費税が一番ふさわしいであろうというふうに思つ

て今回提案をさせていただきました。ですから、これは相矛盾するものだとは私は思つていません。

我々自身も、不十分かもしません、しかし決して仕分を含めて我々が試みたことは無駄ではなかつたし、そのことによつて、逆に言えば自民党も触発されて、党内でたしかそういうことを、行政の無駄を省くような仕分をおやりになられた

こと。

かり仕分をやり出したりしてそれを予算に反映し

ておりますから、こうした動きが衆参で出てきた

要因、要因といいますか、いい方に出ているんで

はないかなと私は思つております。

○委員以外の議員(平山誠君) 小宮山大臣、私の

場合ですけど、私の父は一昨年、九十八歳で亡くなりました。

様々な、戦争にもちよつと従事しま

したので、様々な年金をいただいて、老後かなり

の幸せな生活を送り、人生を全うしたと思いま

す。

私はそのとき思つたのは、やはり小宮山大臣

は、先ほども幼稚園の前でインタビューをさせて

いた、だいてと、いうのがありましたけれども、やつぱりこれから子供を産む、要するに今、三歳未満は預けてお母さんも働けるようにしますよ、若しくはシングルファーザーも安心して働けますよと

いうようなことだと思うんですけれども、私思つ

たといふこと、私の家庭が裕福だつ

たといふことじやないですよ、たまたま年金をい

たわけでござります。

○委員長(高橋千秋君) 今、文科省を担当して

いる平野でございます。

今、平山先生から「もんじゅ」について非常に

無駄ではないかと、こういうことを御指摘いただ

いたわけでござります。

○委員長(高橋千秋君) 今、文科省を担当して

いる平野でございます。

今、平山先生から「もんじゅ」について非常に

流れの下に今日までやつてきましたわけであります。

二兆円と言われましたが、私の聞き及んでいます

二兆円と言わされました。

二兆円弱と、こういうふうに

部分でいきますと約一兆円弱と、

この二兆円弱と、

この二兆円弱と

ました。私、川端先生のことが浮かんでいましたので、川端先生にも「もんじゅ」のことを質問しました。ですから、大変申し訳ございませんでした。今、先生分がつていませんよ。やっぱり二兆円掛かっているんですよ。これは、核反応が起きるかどうかという、「常陽」という「もんじゅ」をスタートする前の、「もんじゅ」は今五本あるうちのここなんですよ、まだ、商業炉になるまであと二つ造らなきやいけないんですよ。そのためには動かないんですよ。

だったら、私は毎回言つてているんですけども、一九八〇年代の車をどう考えたつて、ハイブリッドカー、リッター三十キロ、電池とガソリンで動く車にはならないんですよ。だったら、一回りセツトして、新しい形で未来へ通じる新しいものをつくっていくのを考えないといけないです。

やはり「常陽」から二兆円掛かっているということはよく理解しておいていただきないと。

その中で、じゃ、通告していないなくて大変申し訳ありませんが、もう一つ聞いてよろしいでしょか。

ちょっとと長いんですが、原子力発電における使用燃料……（発言する者あり）大丈夫ですよ、処理等のための積立金積立て及び管理に関する法律つて御存じですか。

○國務大臣（平野博文君）　はい。承知はいたしております。

○委員以外の議員（平山誠君）　これどういう法案でしようか。

○國務大臣（平野博文君）　電力に、それぞれ料金に一部御負担をいただいて、その部分を加算をしているというふうに私は理解しています。

○委員以外の議員（平山誠君）　何のための積立金ですか。

○國務大臣（平野博文君）　使用済燃料の処理という、こういうふうに理解しています。

○委員以外の議員（平山誠君）　済みません、通告もなしに。

これは六ヶ所村の再処理工場のため、各家庭から、一キロワットアワー、東京でいうと二十四歳ぐらいでしょうか、関西電力でいうと三十四歳ぐらい、一キロワットアワー、今でもこれ、二〇〇五年から、使うと、一キロワットアワー、六ヶ所村のためにお金を取り扱っているんですよ。ただし、六ヶ所村、まだでき上がりがないんです。動いてもいないんですよ。そして、これを八ヶ所村、四〇兆円のお金を積むためにやっているんですけど、動いていないわけですよ。六年間お金を集金しなきゃいけないんですよ。六ヶ所村、四〇兆円のお金を積むためにやっているんですけど、動いていないわけですよ。今、七年間ぐらいで二兆六千億ぐらいのお金が、東京電力とか関西電力から集めたものがあります。そのお金を使って、もう六ヶ所村はリセツト、そして幾つかのお金を集め、今後のエネルギー政策に使うとか、若しくは、消費税を上げずに、東京電力を使つている方、各電力を使つていい方に……

○委員長（高橋千秋君）　時間が参りました。おまとめください。

○委員長（高橋千秋君）　原発の廃炉のお金に使つていただくということを考え、消費税の増税ということは、是非とも国民生活の安定のために反対ということで、是非不成立ということでおよろしくお願ひします。

○委員長（高橋千秋君）　八案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

第二〇五六号　平成二十四年七月十三日受理　一、消費税大増税計画中止に関する請願（第二〇五九号）

社会保障の切捨て中止に関する請願（第二〇六〇号）

一、消費税増税撤回に関する請願（第二〇六一号）

これは六ヶ所村の再処理工場のため、各家庭から、一キロワットアワー、東京でいうと二十四歳ぐらい、一キロワットアワー、今でもこれ、二〇〇五年から、使うと、一キロワットアワー、六ヶ所村のためにお金を取り扱っているんですよ。ただし、六ヶ所村、まだでき上がりがないんです。動いてもいないんですよ。そして、これを八ヶ所村、四〇兆円のお金を積むためにやっているんですけど、動いていないわけですよ。今、七年間ぐらいで二兆六千億ぐらいのお金が、東京電力とか関西電力から集めたものがあります。そのお金を使って、もう六ヶ所村はリセツト、そして幾つかのお金を集め、今後のエネルギー政策に使うとか、若しくは、消費税を上げずに、東京電力を使つている方、各電力を使つていい方に……

社会保障の充実を口実にした消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者　愛知県一宮市大和町毛受字浜田二五ノ一三　武藤充人　外千百七十名

紹介議員　井上　哲士君

四名

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第二〇五七号　平成二十四年七月十三日受理　一、消費税大増税計画中止に関する請願

社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保障の充実を求めるに関する請願

請願者　愛知県一宮市大和町毛受字浜田二五ノ一三　武藤充人　外千百七十名

紹介議員　井上　哲士君

四名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第二〇五八号　平成二十四年七月十三日受理　一、消費税増税撤回に関する請願

請願者　愛知県小牧市東新町五二　友松芳

紹介議員　谷岡　郁子君

四名

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二〇五九号　平成二十四年七月十三日受理　一、消費税大増税計画中止に関する請願

請願者　京都府宇治市折居台四ノ一ノ一二三　阿部順子　外七百六十三名

紹介議員　井上　哲士君

四名

この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

第二〇六〇号　平成二十四年七月十三日受理　一、消費税大増税計画中止に関する請願（第二〇六〇号）

社会保障の切捨て中止に関する請願（第二〇六〇号）

請願者　京都府宇治市折居台四ノ一ノ一二三　阿部順子　外七百六十三名

紹介議員　井上　哲士君

四名

この請願の趣旨は、第八〇八号と同じである。

平成二十四年八月十七日印刷

平成二十四年八月二十日発行

参議院事務局

印刷者　国立印刷局